

# 第33回 新潟市景観審議会

日 時 令和5年2月2日（木）午後1時15分より  
会 場 ふるまち庁舎4階 401会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 審議会会長のおよび会長職務代行者の選出について
- (2) 信濃川沿岸地区の良好な景観形成について

3 閉 会

# 第33回 新潟市景観審議会 座席表

日時 令和5年2月2日(木) 午後1時15分から  
会場 新潟市役所 ふるまち庁舎(古町ルフル) 401会議室

会長

○



東海林委員 ○

染谷委員 ○

藤山委員 ○

能登谷委員 ○

荒川委員 ○

佐藤委員 ○

榎本委員 ○

田中委員 ○

○ 西村委員

○ 岡崎委員

○ 橋本委員

○ 増子委員

○ 大滝委員

○ 小川委員

○ 久保委員

○ 本間委員

○ 桜井委員

記者席

傍聴者席

意見聴取者席

議員席

議員席

事務局

意見聴取者 ○

スクリーン

— 出入口 —

— 出入口 —

# 第17期新潟市景観審議会委員名簿

(任期：令和4年9月1日から令和6年8月31日まで)

## 知識経験を有する者

開志専門職大学事業創造学部教授	西村伸也
新潟大学工学部教授	岡崎篤行
新潟大学教育学部教授	橋本学
ユニバーサルカラープランナー協会	増子和美
NPO法人まちづくり学校代表理事	大滝聡
弁護士（新潟県弁護士会）	寺尾昌樹
建築家（日本建築家協会関東甲信越支部）	小川峰夫

## 市民

公募	久保有朋
公募	本間海渡
公募	桜井理恵子

## 関係団体の意見を代表する者

(一社)新潟市建設業協会	田中朋子
(公社)新潟県建築士会新潟支部	榎本実起子
新潟県広告美術業協同組合理事	佐藤善成
(一社)新潟市造園建設業協会理事長	荒川義克
(一社)新潟県商工会議所連合会常務理事	能登谷巖
協同組合新潟県旅行業協会	藤山里美

## 関係行政機関の職員

国土交通省北陸地方整備局建政部都市調整官	染谷秀徳
新潟県新潟地域振興局地域整備部長	東海林晃

## 新潟市景観審議会規則

平成 4 年 4 月 1 日  
規則第 23 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市景観審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

- 第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
  - (2) 市民
  - (3) 関係団体の意見を代表する者
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

- 第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

- 第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (意見の聴取)

- 第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

## (部会)

- 第 7 条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査審議するため部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名した委員 7 人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 6 第 5 条及び前条の規定は、部会の場合に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」とそれぞれ読み替えるものとする。

## (庶務)

- 第 8 条 審議会の庶務は、都市政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(合併に伴う特例)

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の編入の日から平成 17 年 7 月 1 日までの間に新たに委嘱する第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる委員の任期については、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、2 年を超えない範囲で市長が別に定める。

(平成 22 年 1 月 21 日までの間における組織の特例)

3 平成 22 年 1 月 21 日までの間における第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「20 人」とあるのは、「24 人」とする。

(委員の任期の特例)

4 平成 22 年 8 月 31 日に第 3 条第 1 項に規定する任期が満了することとなる第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定により委嘱された委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 21 年 9 月 30 日までとする。

5 平成 21 年 10 月 1 日に第 2 条第 2 項の規定により委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの規定により委嘱される委員にあっては平成 22 年 8 月 31 日までとし、同項第 2 号の規定により委嘱される委員にあっては同年 1 月 21 日までとする。

附 則(平成 12 年規則第 30 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 6 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 31 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 22 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 63 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中新潟市景観審議会規則附則に 3 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年規則第 52 号)抄

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 47 号)抄

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更案

新潟市景観計画に定める景観計画区域特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等について、景観形成基準の一部を変更し、屋外広告物の制限に関する事項を追加します。

## 1 地区名 (変更ありません)

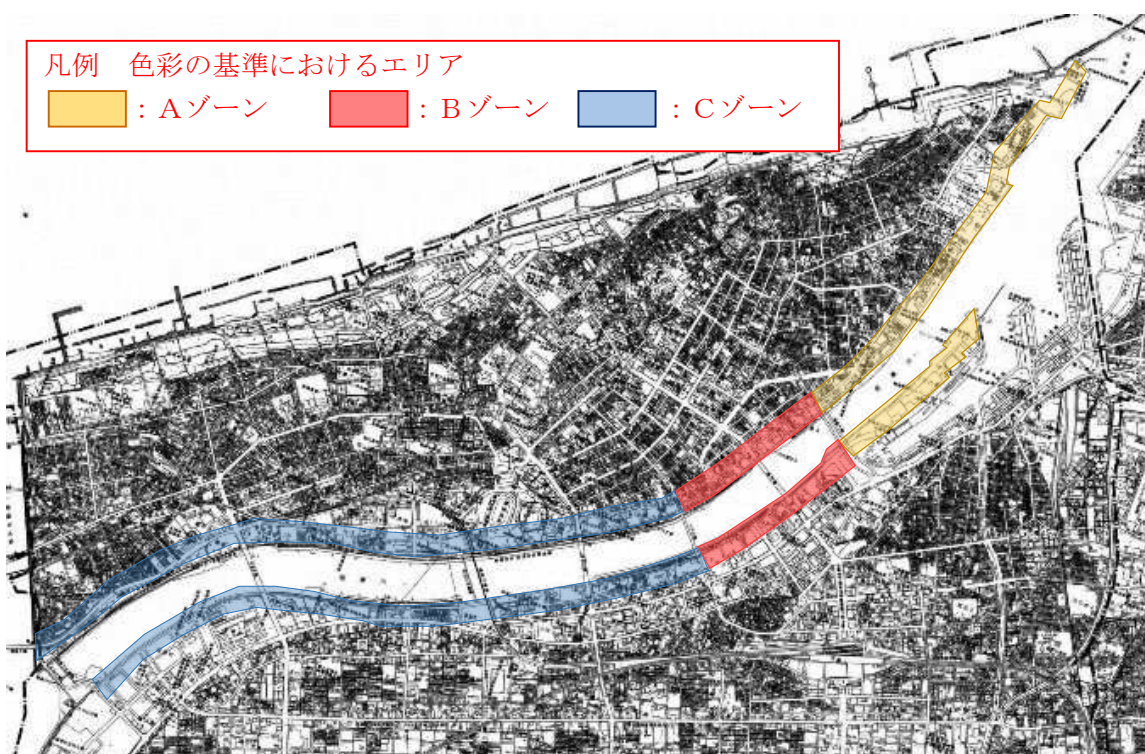
信濃川本川大橋下流沿岸地区

## 2 地区の概況 (変更ありません)

本市を代表する景観のひとつとして、将来にわたって市民共通の資産として、景観形成を図るべき地区。(面積 約133.7ha)

## 3 特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の範囲

(色彩に関するエリア分けを追加 (区域範囲には変更ありません))



## 4 景観形成の方針 (変更ありません)

- (ア) 萬代橋を活かした景観づくりを進める。
- (イ) 水上や対岸から見て、開放感のある景観づくりを進める。

## 5 届出対象行為 (変更ありません)

- ア 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築又は移転
- イ 高さが15メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの
- ウ 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の新設、増築、改築又は移転
- エ 地盤面からの高さが15メートルを超える工作物の外観の変更をすることとなる修繕若しくは

は模様替又は色彩の変更で、当該外観の変更面積が外観の2分の1を超えるもの  
 オ 建築物の建築を目的とした宅地造成等における法面の高さが6メートルを超える土地の形質  
 の変更

5 景観形成基準 (一部変更：赤字部分)

対象事項		景観形成基準(行為制限)																																																														
建 築 物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川、道路、公園など優れた地域の特性を活用するよう努めること。</li> <li>●周辺建築物の壁面の位置を考慮し、調和を図るよう努めること。</li> <li>●信濃川沿いの道路に接する部分については、セットバックなどにより、歩行者等に圧迫感を与えないよう努めること。</li> <li>●対岸からの眺望景観に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して背後の街並みが見えるよう努めること。</li> </ul>																																																														
	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物全体が統一感のある意匠となるよう努めること。</li> <li>●道路に面する外壁だけでなく、側面についても配慮すること。</li> <li>●対岸からの眺望景観に配慮し、長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観となるよう努めること。</li> </ul>																																																														
	高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●できる限り突出感を与えないよう努めるとともに、スカイラインの連続性に配慮すること。</li> <li>●高さを50メートル以下とし、平成19年4月1日時点で、既に高さ50メートルを超えていた建築物は既存の高さ以下とする。ただし、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域。）内の建築物で、別に定める基準に照らし、新潟市景観審議会の意見を聴いて、市長が良好な景観形成を図ることができる建築物と認めたものはこの限りでない。</li> </ul>																																																														
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路その他の公共の場所から見える部分の勾配屋根並びに外壁及び柱等の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。</li> </ul> <p>Aゾーン（信濃川河口から柳都大橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">3階以下の外壁等</th> <th colspan="2">4階以上の外壁等</th> <th colspan="2">勾配屋根</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>6以上 9以下</td> <td>—</td> <td>4以上 9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～ 5Y</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> <td>4以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> <td>4以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>Bゾーン（柳都大橋から八千代橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">3階以下の外壁等</th> <th colspan="2">4階以上の外壁等</th> <th colspan="2">勾配屋根</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>6以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>4以上 8.5以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—	5YR～ 5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下	上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下	色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根		明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 8.5以下	—	4以上 8.5以下
色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根																																																											
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度																																																										
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—																																																										
5YR～ 5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下																																																										
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下																																																										
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下																																																										
色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根																																																											
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度																																																										
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 8.5以下	—	4以上 8.5以下	—																																																										

5 Y R ~ 5 Y		4 以下	6 以上 8 未満	4 以下	4 以上 8 未満	4 以下
			8 以上 8.5 以下	2 以下	8 以上 8.5 以下	2 以下
上記以外		1 以下	6 以上 8.5 以下	1 以下	4 以上 8.5 以下	1 以下

Cゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	3階以下の外壁等		4階以上の外壁等		勾配屋根	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3 以上 8.5 以下	—	6 以上 9 以下	—	4 以上 9 以下	—
1 0 R ~ 5 Y		6 以下	6 以上 8 未満	4 以下	4 以上 8 未満	4 以下
	8 以上 9 以下		2 以下	8 以上 9 以下	2 以下	
上記以外		2 以下	6 以上 9 以下	1 以下	4 以上 9 以下	1 以下

●強調色（アクセントカラー）については、使用部分を3階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の3階以下部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、Bゾーンについては次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

色相	明度	彩度
無彩色	3 以上 8.5 以下	—
5 Y R ~ 5 Y	3 以上 8.5 以下	6 以下
上記以外	3 以上 8.5 以下	2 以下

●色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。

仕上げ  
材

●汚れに耐え、損傷、色があせないなどの材料の使用に努めること。  
●面積の大きい屋根や外壁は、光沢の強い材料の使用を避けるように努めること。

建築物  
上部

●建築物本体と一体的なデザインとし、建築物上部の形態を整えるよう努めること。  
●屋根の形態は、街並みとの調和に配慮すること。

設 備

●道路からできるだけ見えにくい位置に設置するよう努めること。  
●屋上設備は、壁面を立ち上げるか、又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努めること。  
●壁面設備は、壁面と同一の色調とするなど建築物全体との調和に努めること。



		<ul style="list-style-type: none"> <li>●排気塔や換気フード等は十分に意匠を検討し、目立たないような配慮をすること。</li> <li>●窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込みなど、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。</li> <li>●対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。</li> <li>●照明の色温度は、3000K（ケルビン）以下とするよう努めること。</li> <li>●照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。</li> <li>●点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10m以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。</li> </ul>																									
	屋外階段 バルコニー 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物全体としてまとまりのある位置、意匠とするよう努めること。</li> <li>●建築物が好ましい表情を持つような形状、色彩となるよう配慮すること。</li> </ul>																									
	附属 建築物 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まち並みの統一感を乱さない配置に努めること。</li> <li>●建築物本体と調和するよう努めること。</li> <li>●緑化等で目立たないよう工夫すること。</li> </ul>																									
	外構及 び植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路との境界部は歩行者空間とのつながりに配慮し、建築物の前面にゆとりとるおいのある空間の確保に努めること。</li> <li>●塀、柵等はデザインを工夫するとともに、色彩は周囲に溶け込むよう努めること。</li> <li>●敷地境界部は生垣による緑化の推進に努めること。</li> <li>●地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。</li> <li>●できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。</li> <li>●既存の樹木を適切に保全するよう努めること。</li> <li>●駐車場には植栽等により、道路等外部からの景観に配慮するよう努めること。</li> <li>●大規模な駐車場は、緑化舗装や高木性の樹木などにより、修景に努めること。</li> <li>●道路から直接駐車する方式は避けるよう努めること。</li> <li>●ごみ置場は、収集口が道路側に直接面しないよう努めるとともに、建築物本体との統一性をもたせ、植栽による修景にも配慮すること。</li> </ul>																									
工 作 物	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう努めること。</li> <li>●通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くするよう努めること。</li> </ul>																									
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観との調和に配慮し、基調色はげばげばしくならないよう努めること。</li> <li>●通信用鉄塔等は、周辺環境に溶け込むよう努めること。</li> <li>●道路その他の公共の場所から見える部分の色彩は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。</li> </ul> <p>Aゾーン（信濃川河口から柳都大橋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th colspan="2">10m以下の壁面等</th> <th colspan="2">10m以上の壁面等</th> </tr> <tr> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>4以上 8.5以下</td> <td>—</td> <td>6以上 9以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR～ 5Y</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">4以下</td> <td>6以上 8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上 9以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>6以上 9以下</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等		明度	彩度	明度	彩度	無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—	5YR～ 5Y		4以下	6以上 8未満	4以下	8以上 9以下	2以下	上記以外		2以下	6以上 9以下
色相	10m以下の壁面等			10m以上の壁面等																							
	明度	彩度	明度	彩度																							
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—																							
5YR～ 5Y		4以下	6以上 8未満	4以下																							
			8以上 9以下	2以下																							
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下																							

Bゾーン（柳都大橋から八千代橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	4以上 8.5以下	—	6以上 8.5以下	—
5YR～ 5Y		4以下	6以上8 未満	4以下
			8以上 8.5以下	2以下
上記以外	1以下	6以上 8.5以下	1以下	

Cゾーン（八千代橋から本川大橋）

色相	10m以下の壁面等		10m以上の壁面等	
	明度	彩度	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	—	6以上 9以下	—
10R～ 5Y		6以下	6以上 8未満	4以下
			8以上 9以下	2以下
上記以外	2以下	6以上 9以下	1以下	

- 強調色（アクセントカラー）については、使用部分を地上10メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、合計使用面積）は、使用する壁面の地上10m以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、Bゾーンについては次の表のとおりとし、表面に装飾的な着色を施していない自然素材（石、木、土等）本来の色は、この限りでない。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上 8.5以下	—
5YR～ 5Y	3以上 8.5以下	6以下
上記以外	3以上 8.5以下	2以下

植 栽

- 地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。
- できるだけ高木性の樹木を多く植えるよう努めること。
- 周囲に与える圧迫感や威圧感を軽減するよう敷地周囲の植栽に努めること。

<b>土地の 形質の 変更</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法面緑化や擁壁の前部緑化などにより、周辺に与える圧迫感や違和感を軽減するよう努めること。</li> <li>●周囲と調和できるような形態、色彩となるよう努めること。</li> </ul>
---------------------------	---

## 6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（追加）

信濃川本川大橋下流沿岸地区（万代シテイ広告物活用地区は除く）においては、萬代橋や開放的な景観に調和するよう、以下の事項に配慮すること。

●屋上広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下

●壁面広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上から高さ10メートル以下（自家用広告物等（ビル又は建物の名称及び社章等に限る。）を除く。）

【その他】地上からの高さ10メートルを超える場合は、切り文字又は箱文字とすること。

地上からの高さ10メートルを超える場合は、バックライト式又は箱文字内照式とすること。

●突出広告は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

●野立て広告塔・野立て広告板は以下のとおりとする。

【高さ】地上からの高さ10メートル以下

### ■新潟市景観計画全域における、文化財への景観形成基準の適用除外の追加について

以下に、該当する文化財は景観形成基準を適用しない。

- ①文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物に指定された建築物及び工作物
- ②文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により有形文化財に登録された建築物及び工作物
- ③新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物
- ④新潟市文化財保護条例（昭和47年新潟市条例第4号）の規定により文化財に指定された建築物及び工作物

## 新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における 高さ 50m を超える建築物のデザイン等に関する基準案

新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更に伴い、同地区内で高さ 50m を超える建築物のデザイン等に関する基準を定めます。

(赤字：前回審議会から修正した主な箇所)

### 1 高さ 50m を超える建築物のデザイン等の方針

#### ア 万代島エリア（注 1）

- みなとを感じられるような景観づくりを進める。
- 既存のランドマークと調和させ統一感のある景観づくりを進める。
- 新たなシンボルとなる景観づくりを進める。
- 緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくりを進める。
- 広場などの空間により、人々の交流を促す景観づくりを進める。

#### イ 萬代橋周辺エリア（注 2）

- 萬代橋と調和する意匠とする等、萬代橋と一体となって、新潟都心の洗練された景観づくりを進める。
- 対岸から見て、背後に広がる市街地を感じられる景観づくりを進める。
- 緑化により、うるおいとやすらぎを感じる景観づくりを進める。
- 広場などの空間により、人々の交流を促す景観づくりを進める。

### 2 高さ 50m を超える建築物のデザイン等に関する基準

エリア	基準
万代島 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万代島のシンボルとなるような優れたデザインとなるよう工夫すること。</li> <li>●既存のランドマークと調和する意匠となるよう工夫すること。</li> <li>●みなとを感じられるよう、水際に親水空間などを設けるよう努めること。</li> <li>●みなとを感じられるよう、水辺に面する 1、2 階等の低層部はガラス等を用い、透明化を図るよう努めること。</li> <li>●信濃川に面する建物の見付け面積は信濃川に面する敷地境界の長さに 50 を乗じた面積以下を標準とすること。</li> <li>●高さは周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。</li> <li>●高さは（案 1～4 の値）m 以下を標準とすること。</li> <li>●人々の交流を促すためのオープンスペース（注 3）を設けること。</li> <li>●信濃川に建築物の表側を見せること。</li> <li>●形態、色彩、素材等による分節化などにより圧迫感の軽減を図ること。</li> <li>●敷地面積に対する緑地（注 4）の割合（緑化率）は次に掲げる算式に</li> </ul>

	<p>より算定したものを標準とすること。</p> <p><math>G=y/500+0.05</math> G：緑化率 y：建築物高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎ堤と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫をすること。</li> <li>●新潟の風土に適した樹種を選定すること。</li> <li>●開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。</li> <li>●植栽は美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。</li> <li>●都市再生緊急整備地域 新潟都心地域 地域整備方針に整合する建築物であること。</li> </ul>
<p>萬代橋周辺 エリア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●萬代橋の特徴である御影石や六連のアーチを考慮したデザインとすること。</li> <li>●外壁等の仕上げ材は、萬代橋の御影石と調和する材料を使用するよう努めること。</li> <li>●配置や形態については、対岸から見た場合の背景となるランドマークなどが見えるよう配慮し、信濃川やすらぎ堤を認知でき、信濃川の開放感が感じられるよう努めること。</li> <li>●国道7号、信濃川やすらぎ堤又は港湾緑地に面する敷地は、これらと敷地を接続する施設を設ける等、敷地と周辺施設との回遊性の向上に努めること。</li> <li>●国道7号に面する敷地は、国道からのセットバックや国道側の建物高さを抑えるなど、萬代橋橋詰の開放感を維持、向上できるように工夫すること。</li> <li>●信濃川に面する建物の見付け面積は信濃川に面する敷地境界の長さ<sub>に</sub>50を乗じた面積以下を標準とすること。</li> <li>●高さは周辺の建築物等の高さを考慮するよう努めること。</li> <li>●高さは（案1～4の値）m以下を標準とすること。</li> <li>●人々の交流を促すためのオープンスペース（注3）を設けること。</li> <li>●信濃川に建築物の表側を見せること。</li> <li>●形態、色彩、素材等による分節化などにより圧迫感の軽減を図ること。</li> <li>●敷地面積に対する緑地（注4）の割合（緑化率）は次に掲げる算式により算定したものを標準とすること。</li> </ul> <p><math>G=y/500+0.05</math> G：緑化率 y：建築物高さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等、対岸から見てやすらぎ堤と一体となって、ボリュームのある緑を感じることができるよう工夫をすること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新潟の風土に適した樹種を選定すること。</li> <li>●開花時期の異なる樹種や落葉樹等、四季の演出を考慮して植栽の樹種を選定すること。</li> <li>●植栽は美観を保つよう、適切に維持管理できる体制や環境を整えること。</li> <li>●都市再生緊急整備地域 新潟都心地域 地域整備方針に整合する建築物であること。</li> </ul>
--	---

注1 新潟市景観計画に定める特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」と都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域。）が重複するエリアのうち、柳都大橋より北側の部分。

注2 新潟市景観計画に定める特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」と都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する地域。）が重複するエリアのうち、万代島エリアを除く部分。

注3 オープンスペースは、次の基準を満たすものを標準とし、市と協議が整ったものとする。

(1) 萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペース（ピロティやアトリウムなどを含む）を有すること。

(2) 催し等の実施又は人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。

注4 緑地は、次の基準を満たすものを標準とし、市と協議が整ったものとする。

(1) 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。

(2) 非常時を除いて自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。

(3) 舗装やベンチなどの仕様は優れたデザインとすること。

(4) 緑化率算定における緑地面積には（1）に掲げる用に供する緑地と一体となった通路等を含めることができる。



## 第33回 新潟市景観審議会

議事 2 信濃川沿岸地区の良好な景観形成について 1

### 信濃川沿岸地区の景観計画等の見直しの概要（案）

見直し項目		信濃川沿岸地区		
		都市再生緊急整地域		左記以外の エリア
		萬代橋周辺	万代島	
1 建物高さ	1-1 高さ制限	原則50m以下とし、良好な景観形成を図ることが出来る場合は50mを超えることも可能		— (50m以下)
	1-2 高さ50mを超える場合の基準	萬代橋周辺、万代島のエリア毎の目標像などに応じたデザイン等の基準を設定		—
	1-3 高さ50mを超える場合の手続き	建築計画ごとに、構想段階から協議を行ったのち、景観審議会等で審議し、市長が判断		—
	1-4 既に高さ50mを超えている建物	景観計画施行（平成19年4月1日）前に高さ50mを超えていた建物については、上記1-1～1-3によらず既存の高さを上限		

# 信濃川沿岸地区の景観計画等の見直しの概要（案）

見直し項目	信濃川沿岸地区		
	【Aゾーン】 信濃川河口～柳都大橋	【Bゾーン】 柳都大橋～八千代橋	【Cゾーン】 八千代橋～本川大橋
2 色彩	高明度、低彩度を基本	高明度、低彩度を基本	低層部を除き、高明度、低彩度を基本
	アクセントカラーの使用部位・面積を制限		
	—	アクセントカラーの彩度等を制限	—
3 屋外広告物	設置高さを「地上10m以下（原則）」		
4 照明	照明（夜間景観）に関する努力基準等を追加		

この他、重要文化財等は「信濃川沿岸地区」を含む景観計画区域全域（市全域）で景観形成基準の適用を除外する規定を追加する。

3

## 高さ制限について

【都市再生緊急整備地域と重複するエリアで見直し】

（萬代橋周辺、万代島）



# 本市の都市計画基本方針（マスタープラン）

## 都心・まちなかの個性を活かした景観の形成

水辺を活かした魅力的な空間などの都市景観の形成を図る



新潟市都市計画マスタープラン改定案より抜粋 5

## 萬代橋周辺・万代島の将来像について

### 萬代橋周辺の将来像

信濃川やすらぎ堤や  
万代テラスなどを活かした  
魅力的な賑わいあふれる  
水辺空間



### 万代島の将来像

みなとらしさを感じられる  
賑わい空間



都市計画マスタープラン改定案、新潟都心地域 地域整備方針、万代島地区将来ビジョンより抜粋 6

# 萬代橋周辺・万代島の将来像について

## 萬代橋周辺の将来像

信濃川やすらぎ堤、  
万代テラスなどを活かした  
魅力的な賑わいあふれる水辺空間

## 万代島の将来像

みなとらしさを感じられる  
賑わい空間の形成

## 将来像の実現に向け増進すべき都市機能

オープンカフェなど賑わいを創出する開発を促進  
体験型・時間消費型の都市機能を強化



新潟都心地域 地域整備方針より抜粋

7

# 萬代橋周辺・万代島の将来像について

## 萬代橋周辺の将来像

信濃川やすらぎ堤、  
万代テラスなどを活かした  
魅力的な賑わいあふれる水辺空間

## 万代島の将来像

みなとらしさを感じられる  
賑わい空間の形成

## 将来像の実現に向け増進すべき都市機能

オープンカフェなど賑わいを創出する開発を促進  
体験型・時間消費型の都市機能を強化

## 景観のあり方・視点

「飲食や広場（空地）でイベント参加など」の  
過ごし方が出来る空間（景観）も重要

8

# 萬代橋周辺・万代島の将来像について

## 萬代橋周辺の将来像

信濃川やすらぎ堤、  
万代テラスなどを活かした  
魅力的な賑わいあふれる水辺空間

## 万代島の将来像

みなとらしさを感じられる  
賑わい空間の形成

## 将来像の実現に向けた都市機能

オープンカフェなど賑わいを創出する開発を促進  
体験型・時間消費型の都市機能を強化

## 景観のあり方・視点

「飲食や広場（空地）でイベント参加など」の  
過ごし方が出来る空間（景観）

高さ制限を見直しも含め、上記の空間を誘導する

# 高さ制限を見直すエリアについて

## 都市再生緊急整備地域「新潟都心地域」

令和3年9月に国により「新潟都心地域」が  
「都市再生緊急整備地域」に指定され、国が  
「地域整備方針」(\*)を決定

「信濃川沿岸地区」と  
「都市再生緊急整備地域」が  
重複するエリアで見直し

朱鷺メッセ

八千代橋

柳都大橋

萬代橋

新潟駅

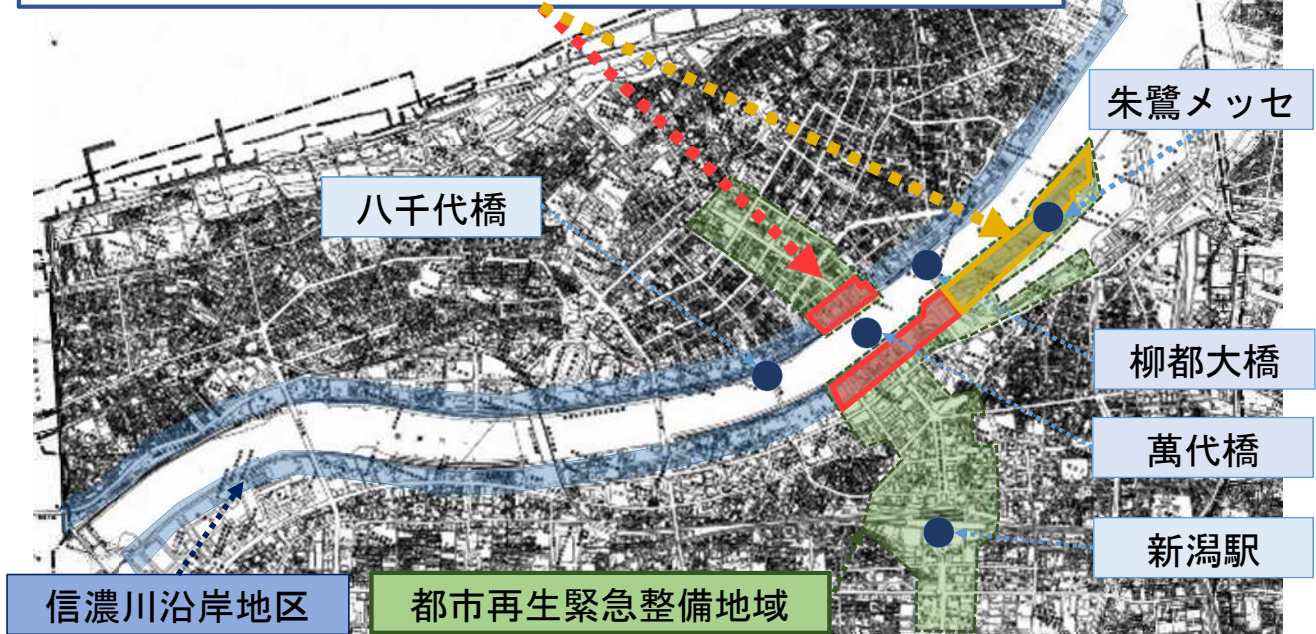
信濃川沿岸地区

都市再生緊急整備地域

※新潟都心地域 地域整備方針は参考資料2を参照

# 高さ制限を見直すエリアについて

「信濃川沿岸地区」と「都市再生緊急整備地域」が重複するエリアを地区特性を考慮し、「萬代橋周辺」「万代島」にエリア分け

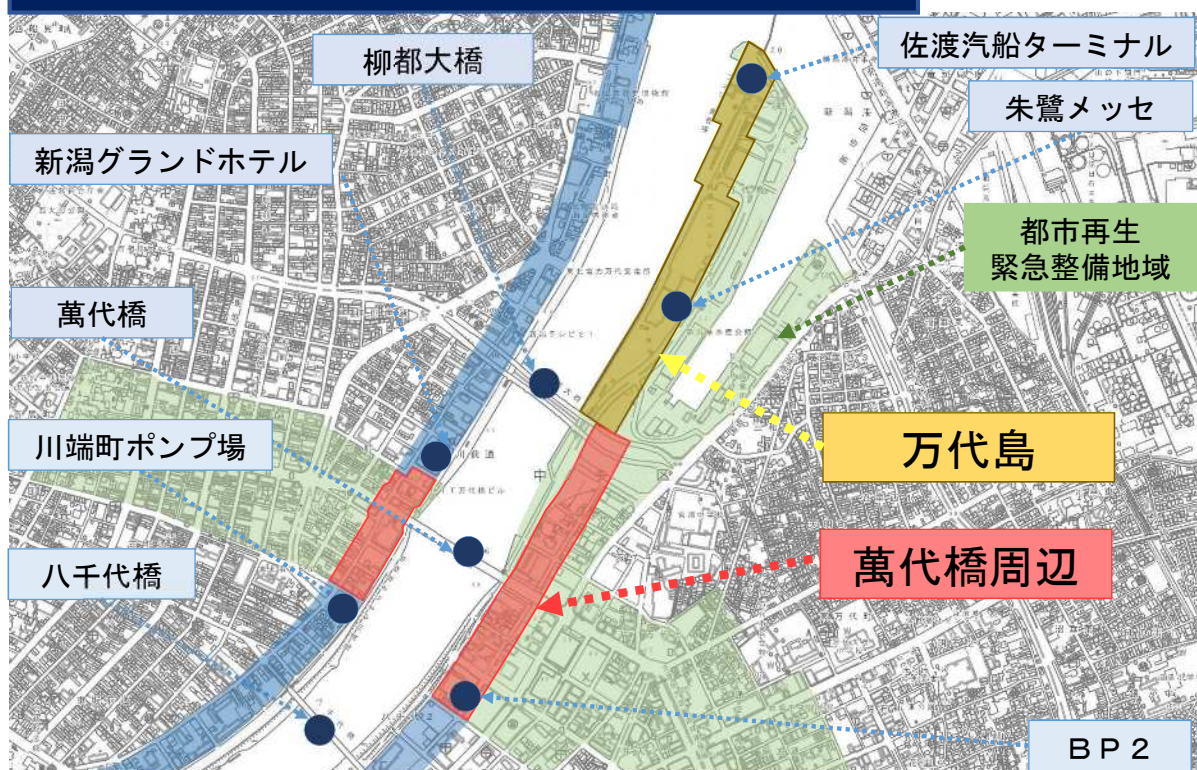


※赤色部分の指定容積率は600%又は200%、黄色部分は200%

11

# 高さ制限を見直すエリアについて

## 高さ制限を見直すエリアの拡大図



12

# 高さ50mを超える建築物の基準等（案）の概要

## 萬代橋周辺、万代島のそれぞれの将来像・特性に応じた建築物のデザインの方針・基準を設定

	萬代橋周辺	万代島
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●萬代橋と調和する意匠とする等、萬代橋と一体となって、新潟都心の洗練された景観づくりを進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存のランドマークと調和させ統一感のある景観づくりを進める。</li> <li>●新たなシンボルとなる景観づくりを進める。</li> </ul>
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●萬代橋の特徴である御影石や六連のアーチを考慮したデザインとすること。</li> <li>●外壁等の仕上げ材は、萬代橋の御影石と調和する材料を使用するよう努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万代島のシンボルとなるような優れたデザインとなるよう工夫すること。</li> <li>●既存のランドマークと調和する意匠となるよう工夫すること。</li> </ul>

※上記は抜粋。詳細は資料3を参照

13

# 高さ50mを超える建築物の基準（案）の概要

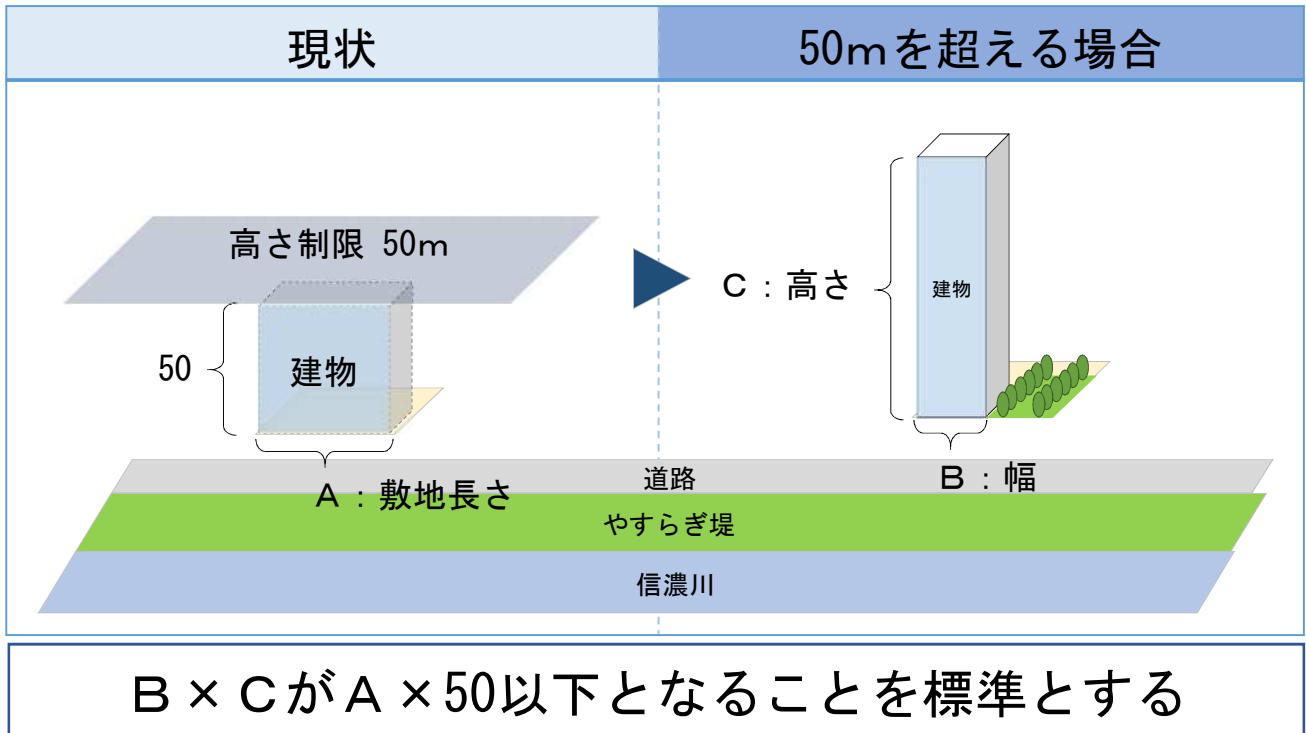
	萬代橋周辺	万代島
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配置や形態については、対岸から見た場合の背景となるランドマークなどが見えるよう配慮し、信濃川やすらぎ堤を認知でき、信濃川の開放感が感じられるよう努めること。</li> <li>●国道7号、信濃川やすらぎ堤又は港湾緑地に面する敷地は、これらと敷地を接続する施設を設ける等、敷地と周辺施設との回遊性の向上に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みなとを感じられるよう、水際に親水空間などを設けるよう努めること。</li> <li>●みなとを感じられるよう、水辺に面する1、2階等の低層部はガラス等を用い、透明化を図るよう努めること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信濃川に面する建物の見付け面積は信濃川に面する敷地境界の長さに乗じた面積以下を標準とすること。</li> <li>●建物の高さに応じた緑地を設けること。</li> <li>●新潟都心地域 地域整備方針に整合する建築物であること。</li> <li>●人々の交流を促すためのオープンスペースを設けること。</li> </ul>	

※上記は抜粋。詳細は資料3を参照

14

# 高さ50mを超える場合の壁面面積について

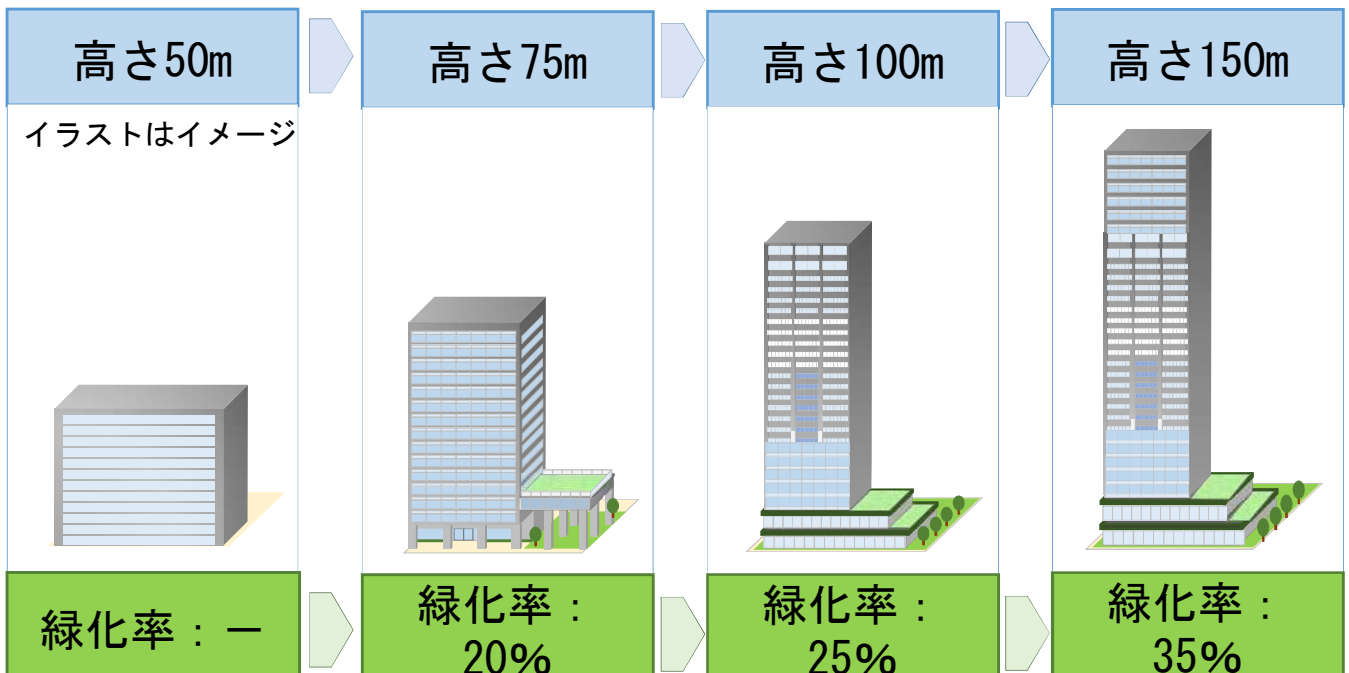
## 見付け面積の計算方法（立面形状が四角形の場合の例）



15

# 高さ50mを超える場合の緑化率について

## 算定式により建物高さに応じた緑化率を設定



※緑化率は、建物高さに応じ「65m・18%」「85m・22%」等と傾斜を適用

16

## 緑地の基準（案）について

よい良い空間となるよう、以下の基準を満たすものを  
標準とし市と協議が整ったものとする

- (1) 誰もが日常、自由に利用し、又は通行できる空間とすること。
- (2) 非常時を除いて自動車、自転車の通行や駐車のために供さないものであること。
- (3) 舗装やベンチなどの仕様は優れたデザインとすること。
- (4) 緑化率算定における緑地面積には(1)に掲げる用に供する緑地と一体となった通路等を含めることができる。

17

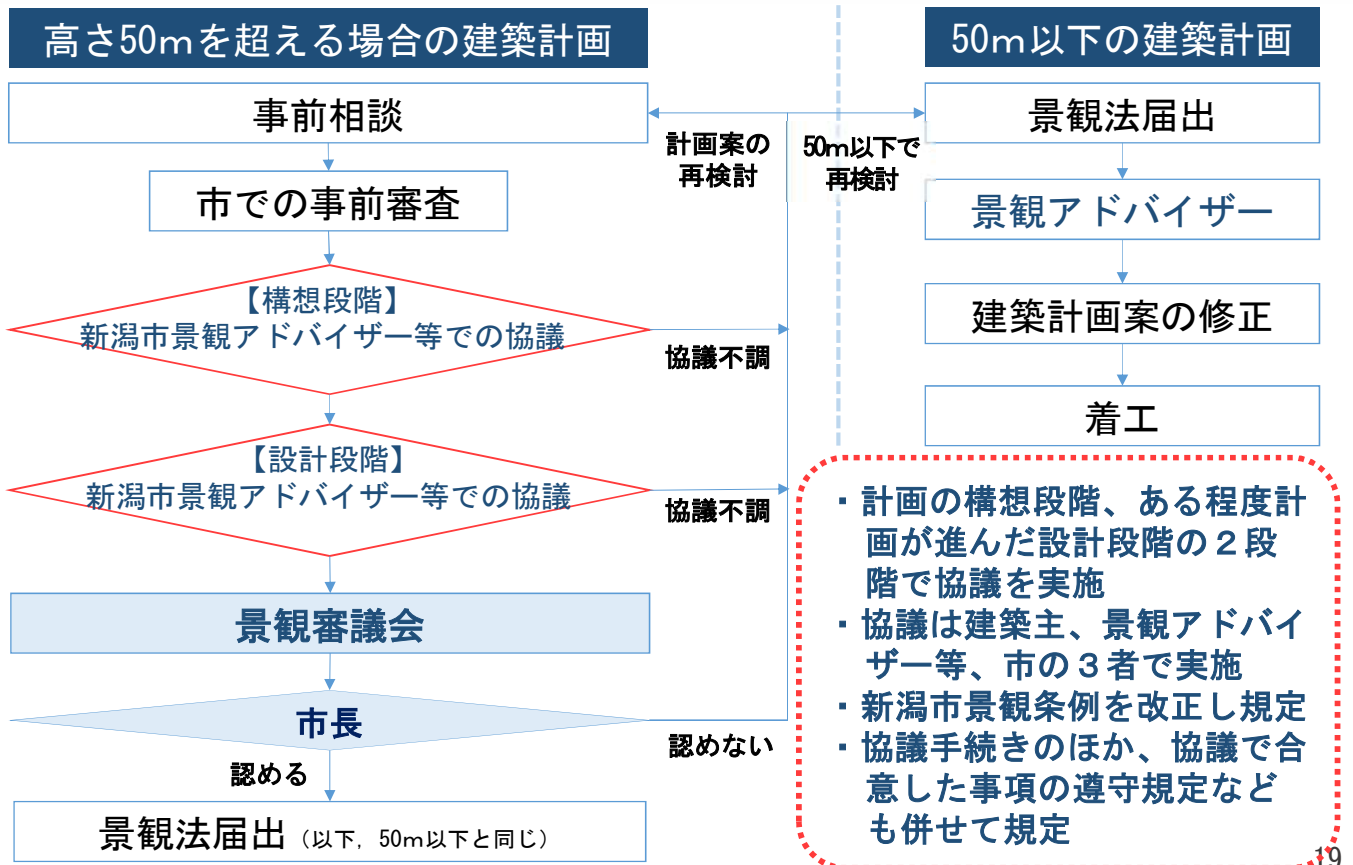
## オープンスペースの基準（案）について

よい良い空間となるよう、以下の基準を満たすものを  
標準とし市と協議が整ったものとする

- (1) 萬代橋や信濃川を眺めることができるスペース（ピロティやアトリウムなどを含む）を有すること。
- (2) 催し等の実施又は人の滞留のためのスペース及び設備を設けること。

18

# 信濃川沿岸地区の建築計画の手続きフロー案



# 建物の「高さ・間隔」と「開放感」の関係性

## 国交省策定「河川景観ガイドライン」

それぞれの地域にふさわしい河川景観の形成や保全を図ることを目的に、これに必要な視点や活用すべき手法などを国が示したものの。

### 開放感についての考え方

- ① 都市部を流れる河川については、「河川の幅」と「周辺の建物の高さ」が開放感に影響する。
- ② 「河川の幅（両岸までの建物の間隔）」と「建物の高さ」で開放感を評価（＝開放感に関する指標）

「河川景観の形成と保全の考え方」参考資料

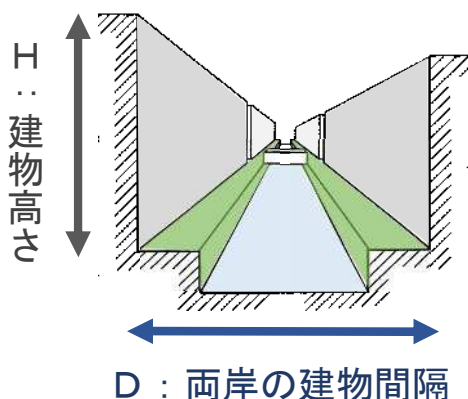
平成18年10月

国土交通省 河川局



# 建物の「高さ・間隔」と「開放感」の関係性

## 開放感に関する指標



- ①  $D/H$ が4を超えると  
広がり感が卓越し開放的な印象
- ②  $D/H$ が2を超え3.5未満で  
適度なバランス感
- ③  $D/H$ が1.5より小さくなると  
谷間のような印象

萬代橋周辺と万代島の将来像や市民意識調査などを勘案し  
萬代橋周辺は「広がり感が卓越する開放感」( $D/H=4$ )  
万代島は「適度なバランス感」( $D/H=2$ )を  
高さの上限の基本的な考え方として検討

21

## 高さ制限を見直す場合の上限（案）について

### 萬代橋周辺の上限

開放感の指標の値	案1	案2	案3	案4
4の場合	75~100m	75m	100m	87.5m

### 万代島の上限

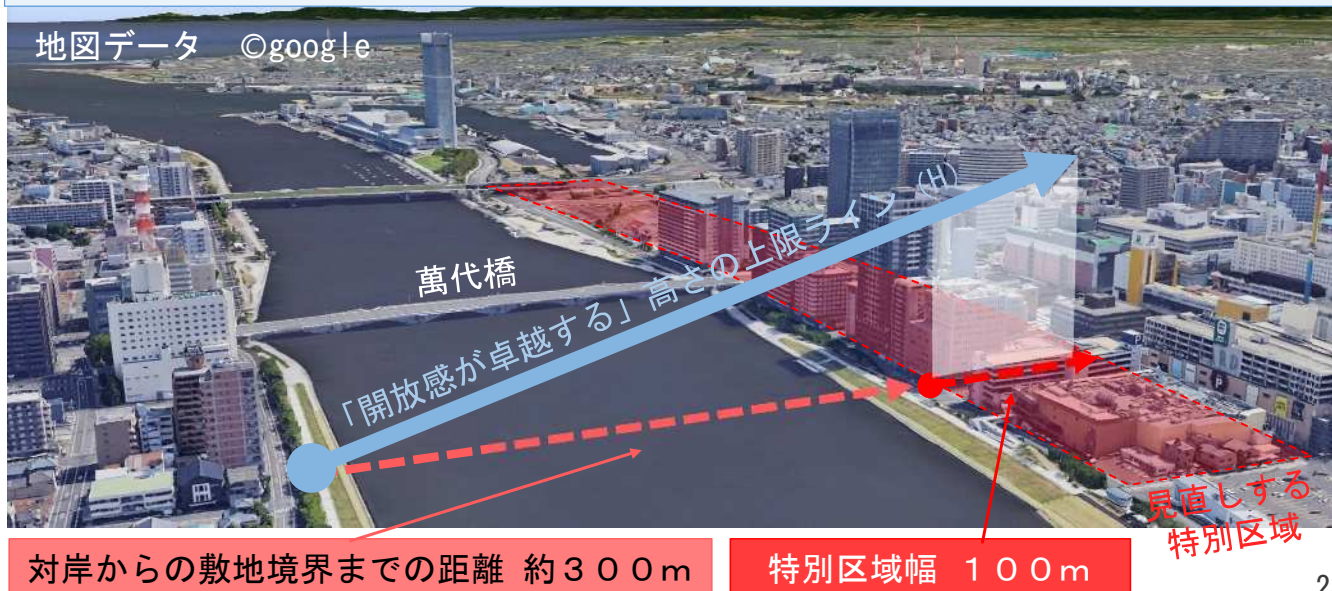
開放感の指標の値	案1	案2	案3	案4
2の場合	120~170m	120m	170m	145m

22

# 萬代橋周辺で見直す場合の高さの上限

高さの上限は「開放感が卓越する」範囲を基本とする  
(「両岸の建物間隔 (D)」÷「建物高さ (H)」=4)

建物高さ(H)は「D÷4」で算定でき、萬代橋周辺の場合  
Dは300~400mとなることから、建物高さは75~100mとなる



23

# 萬代橋周辺で高さを見直す場合の上限

案1は、ガイドラインの斜線に沿って  
信濃川に近い場所は75m、遠い場所は100mまで



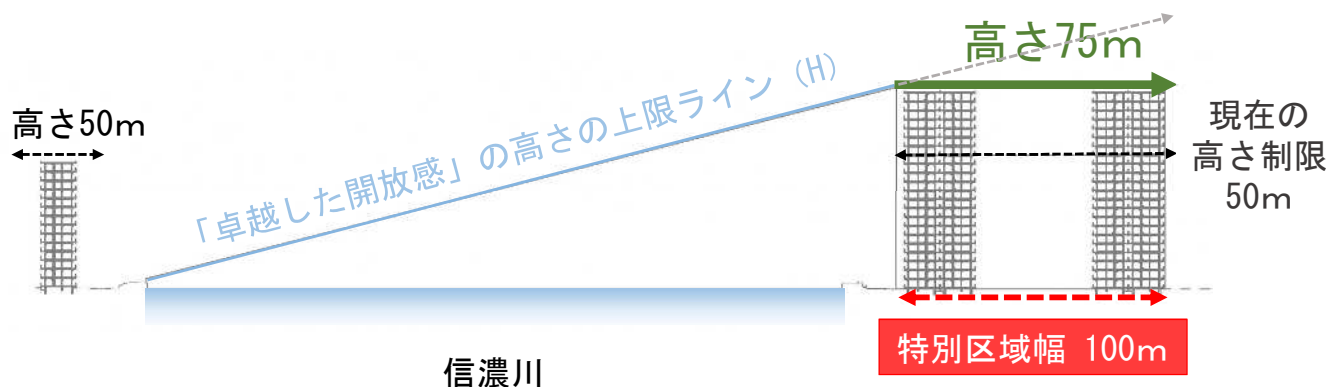
※両岸とも同じ考え方

萬代橋 (約20m上流) 付近の信濃川断面図での例

24

## 萬代橋周辺で高さを見直す場合の上限

案2は、ガイドラインの最低高さの75mまで



※両岸とも同じ考え方

萬代橋（約20m上流）付近の信濃川断面図での例

25

## 萬代橋周辺で高さを見直す場合の上限

案3は、ガイドラインの最高高さの100m



※両岸とも同じ考え方

萬代橋（約20m上流）付近の信濃川断面図での例

26

# 萬代橋周辺で高さを見直す場合の上限

案4は、案2・3（75m・100m）の平均値の87.5m



※両岸とも同じ考え方

萬代橋（約20m上流）付近の信濃川断面図での例

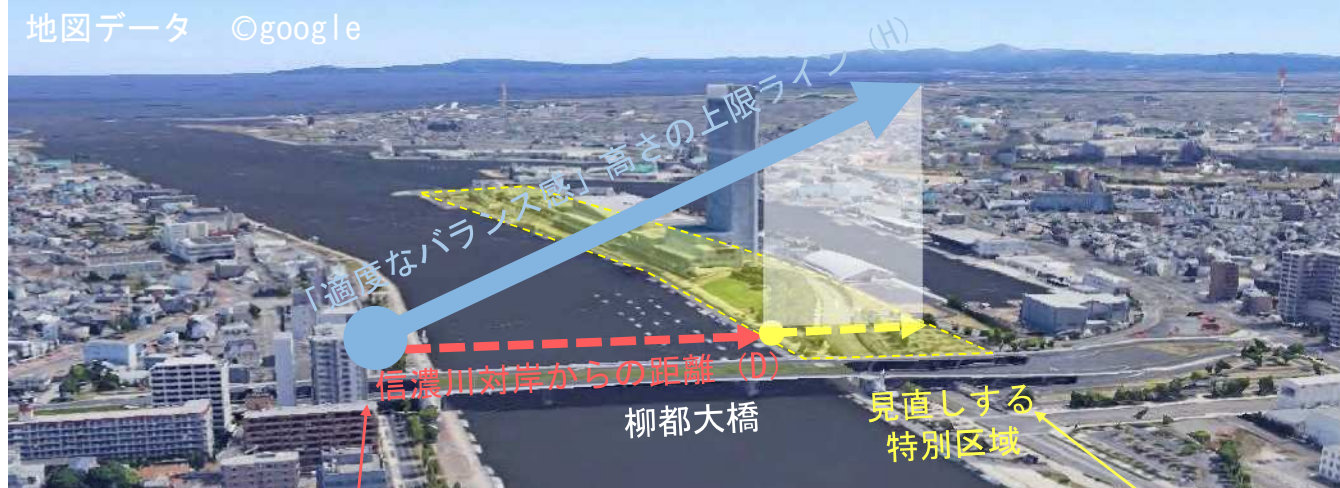
27

# 万代島で見直す場合の高さの上限

高さの上限は「適度なバランス感」の高さを基本とする  
（「兩岸の建物間隔 (D)」÷「建物高さ (H)」=2）

建物高さ(H)は「 $D \div 2$ 」で算定でき、万代島の場合  
Dは240~340mとなることから、建物高さは120~170mとなる

地図データ ©google



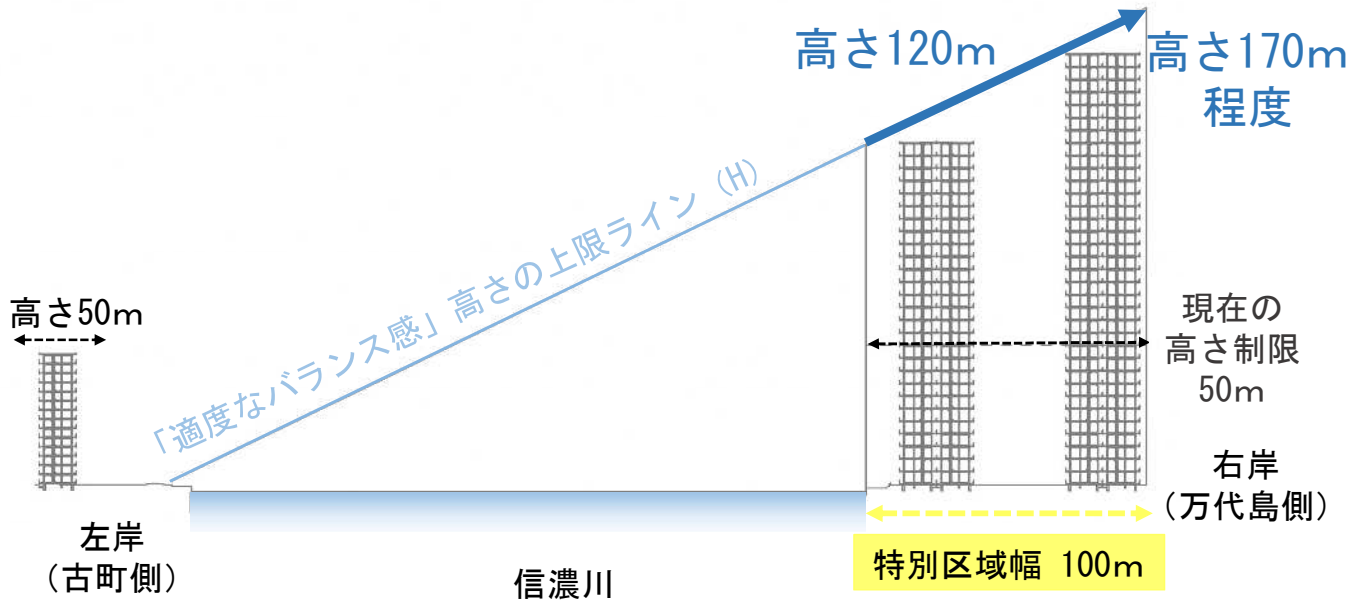
対岸からの敷地境界までの距離 約240m

特別区域幅 100m

28

# 万代島で高さを見直す場合の上限

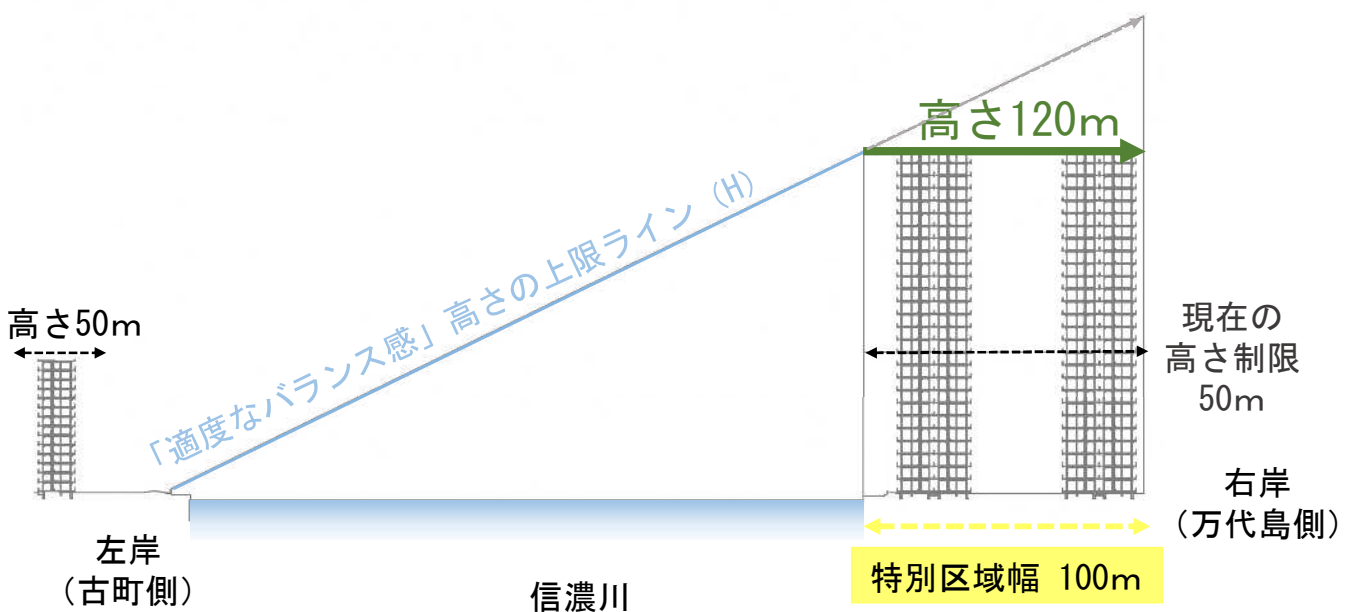
案1は、ガイドラインの斜線に沿って信濃川に近い場所は120m、遠い場所は170mまで



朱鷺メッセ（ホテル日航新潟）付近の信濃川断面図

# 万代島で高さを見直す場合の上限

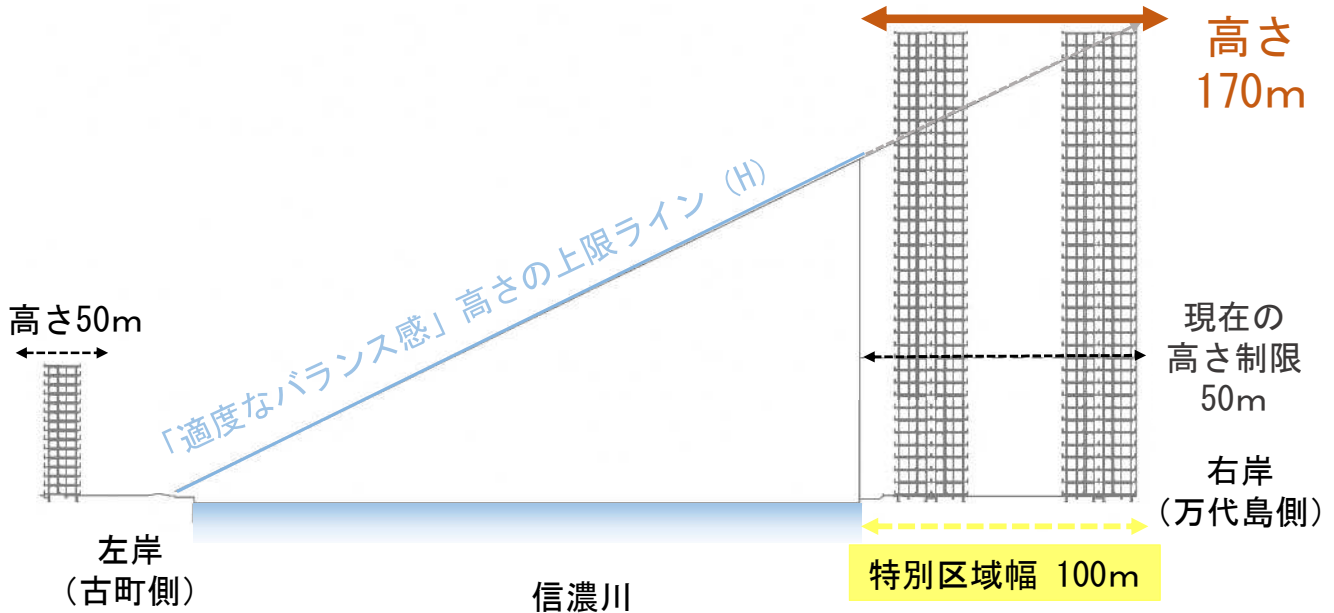
案2は、ガイドラインの最低高さの120mまで



朱鷺メッセ（ホテル日航新潟）付近の信濃川断面図

# 万代島で高さを見直す場合の上限

案3は、ガイドラインの最高高さの170m

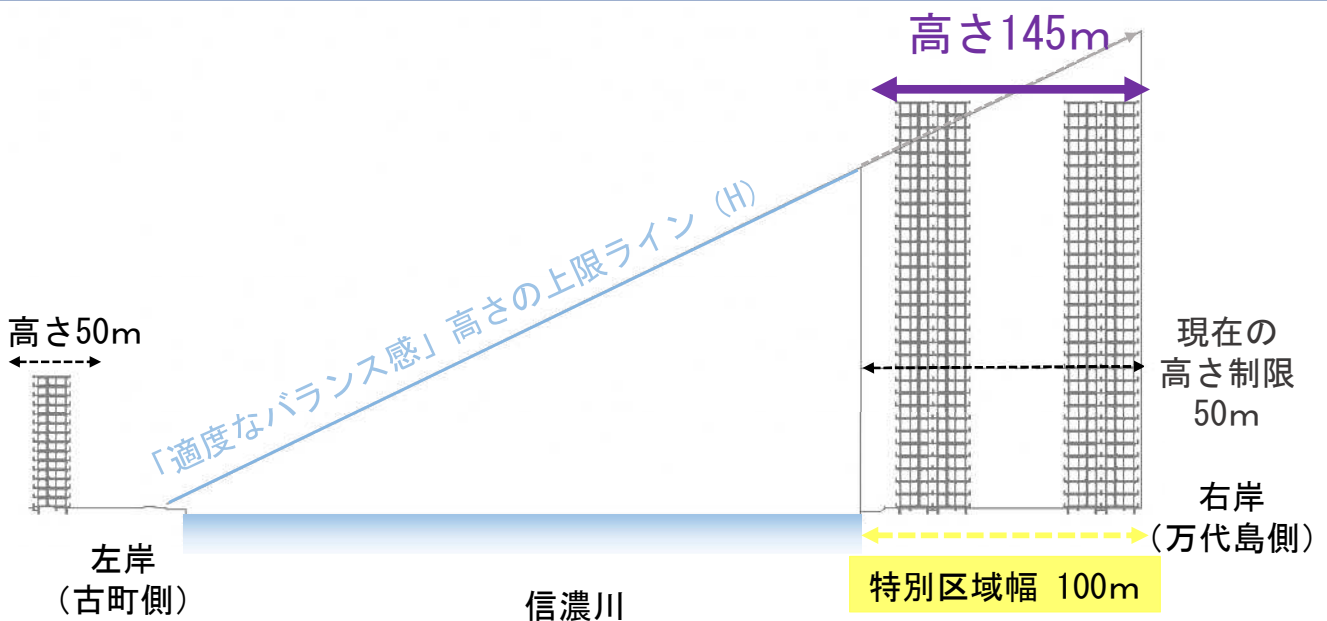


朱鷺メッセ（ホテル日航新潟）付近の信濃川断面図

31

# 万代島で高さを見直す場合の上限

案4は、案2・3（120m・170m）の平均値の145m



朱鷺メッセ（ホテル日航新潟）付近の信濃川断面図

32

# 建築物・工作物の色彩基準について

【信濃川沿岸地区全域で見直し】

33

## 色彩基準とゾーン分けの考え方（案）

景観形成の方針（※）	色彩基準の考え方	色彩基準の地域分けの考え方
萬代橋を活かした景観づくり	萬代橋を眺めた場合や萬代橋と近接する場合、萬代橋（御影石）の色相、明度、彩度と調和する色彩	萬代橋と近接する（萬代橋が図になる）ゾーンが対象
対岸等から見て開放感のある景観づくり	対岸等から見た場合、空や川などの寒色系と調和する色相で、高明度（ただし反射は考慮）かつ低彩度である色彩	信濃川沿岸地区全域が対象 ただし、やすらぎ堤の有無により対岸・水上からの見え方が異なる「みなとゾーン」と「河川ゾーン」で区分する



萬代橋ゾーン、みなとゾーン、河川ゾーンの3つのエリアに区分して色彩基準を見直し

※信濃川沿岸地区の方針。参考資料3 新潟市景観計画5ページを参照

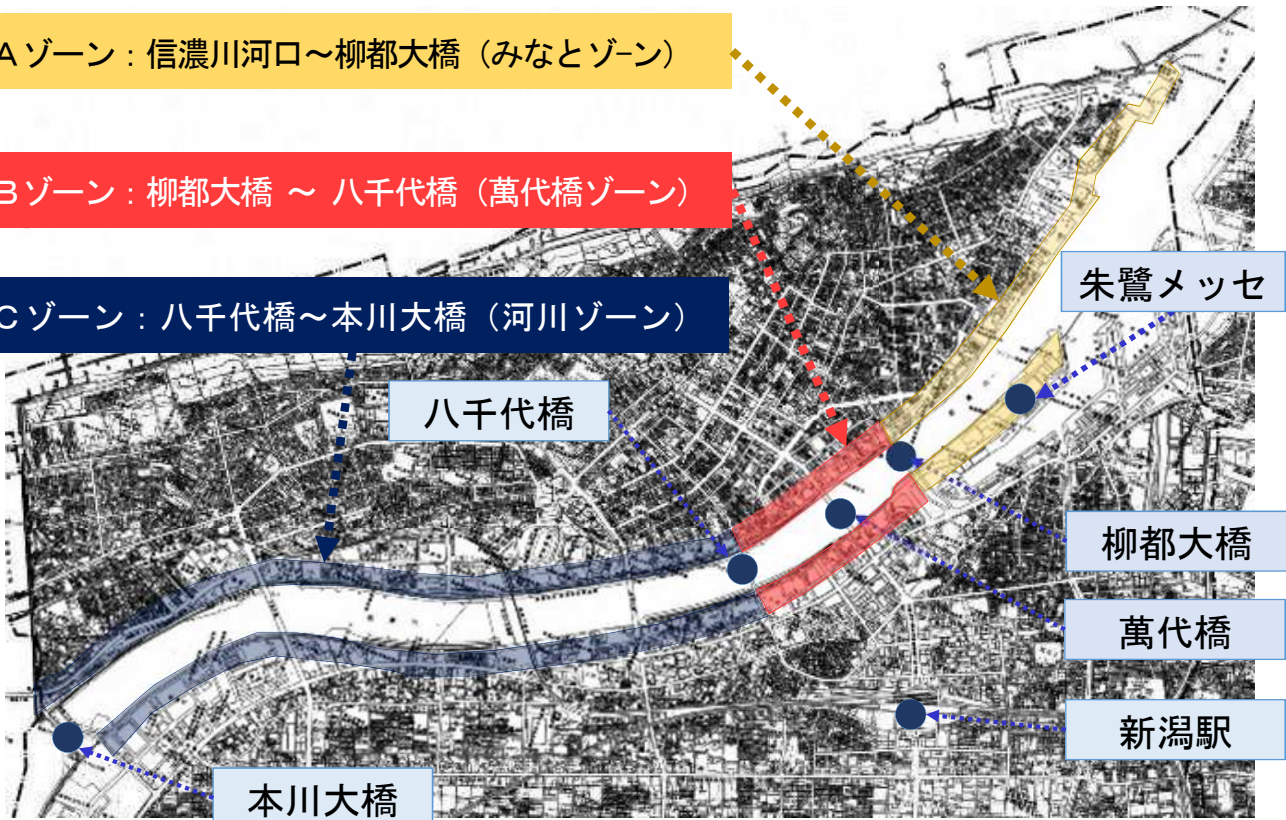
34

# 色彩基準のゾーン分け（案）について

Aゾーン：信濃川河口～柳都大橋（みなとゾーン）

Bゾーン：柳都大橋～八千代橋（萬代橋ゾーン）

Cゾーン：八千代橋～本川大橋（河川ゾーン）



35

## Aゾーンの景観の現況



### 主な施設など

- 新潟市歴史博物館
- みなと・さがん（緑地）
- 佐渡汽船ターミナル
- 朱鷺メッセ

36



## Bゾーンの景観の現況



### 主な施設など

- 萬代橋
- やすらぎ堤
- 万代テラス
- みなと・さがん（緑地）
- 共同住宅など

37

## Cゾーンの景観の現況



### 主な施設など

- りゅーとぴあ
- 新潟市体育館
- ユニゾンプラザ
- 新潟県庁（敷地の一部）
- 共同住宅など

38

# Aゾーン： 信濃川河口～柳都大橋の基準（案）

## 色彩基準の考え方

- 空、川などの寒色系との調和する色相、高明度（ただし反射は考慮）かつ低彩度
- 3階以下の部分是对岸等からもある程度見えることから、開放感を考慮した色彩に制限

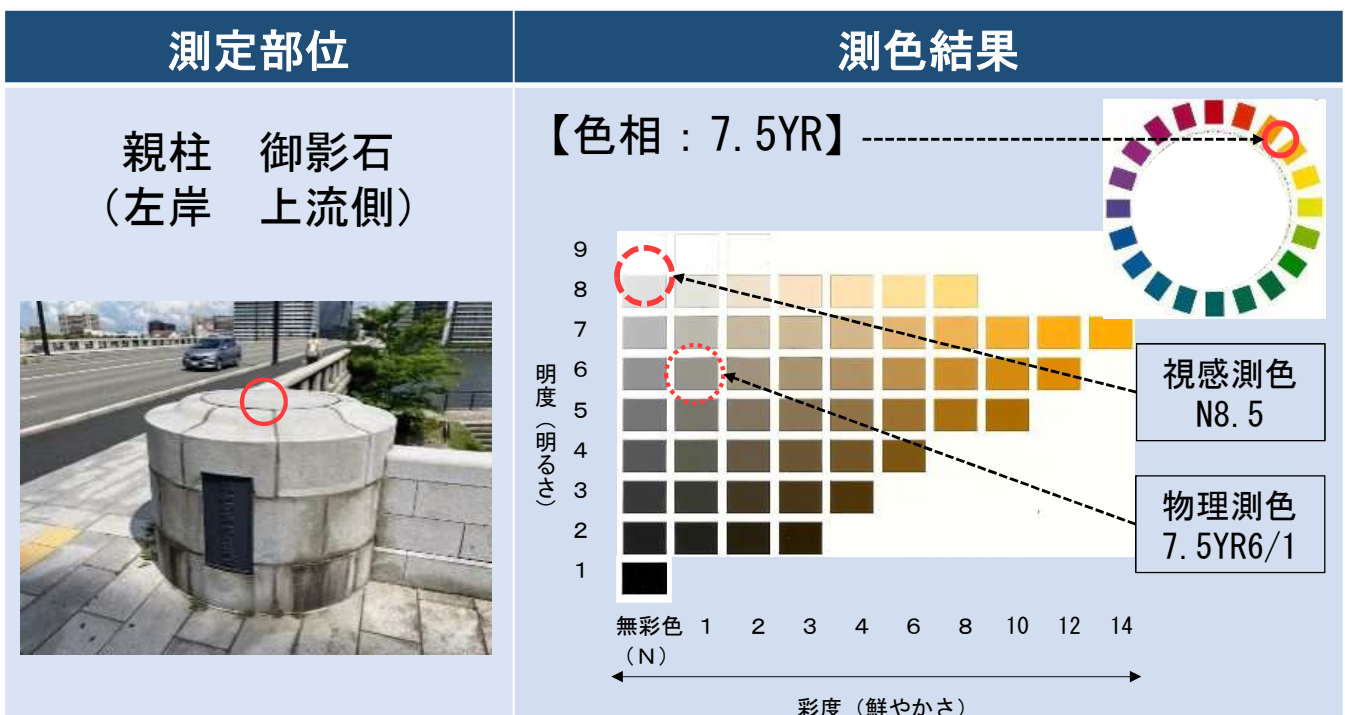
※（ ）は工作物の場合

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上9以下	—	4以上9以下	—
5YR～5Y	4以上8.5以下	4以下	6以上8未満	4以下	4以上8未満	4以下
			8以上9以下	2以下	8以上9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上9以下	1以下	4以上9以下	1以下

39

## 萬代橋の色彩について

### 萬代橋の測色結果（抜粋）



※物理測色・・・機器を用いて測定した色彩

40

## Bゾーン：柳都大橋～八千代橋の色彩基準（案）

### 色彩基準の考え方

- 空、川などの寒色系との調和する色相、高明度（ただし反射は考慮）かつ低彩度
- 萬代橋を眺めた場合や萬代橋と近接する場合、御影石等の色相（YR、Y、B、PB）明度（5～9）、彩度（0.5～1）との調和

※（ ）は工作物の場合

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上8.5以下	—	4以上8.5以下	—
5YR～5Y	4以上8.5以下	4以下	6以上8未満	4以下	4以上8未満	4以下
			8以上8.5以下	2以下	8以上8.5以下	2以下
上記以外		1以下	6以上8.5以下	1以下	4以上8.5以下	1以下

41

## Cゾーン：八千代橋～本川大橋の色彩基準（案）

### 色彩基準の考え方

- 空、川などの寒色系との調和する色相、高明度（ただし反射は考慮）かつ低彩度
- 3階以下の部分はやすらぎ堤等により、対岸等から見えにくいことを考慮。

※（ ）は工作物の場合

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上9以下	—	4以上9以下	—
10R～5Y	3以上8.5以下	6以下	6以上8未満	4以下	4以上8未満	4以下
			8以上9以下	2以下	8以上9以下	2以下
上記以外		2以下	6以上9以下	1以下	4以上9以下	1以下

42

# アクセントカラーの考え方について

## 現行

※アクセントカラーとは・・・

外壁等の一部分に小面積で使用する色のこと

- 使用面積の上限や使用する部位などの**数値基準（定量基準）は定めていない**。（「基調色との調和」「小面積とすること」といった定性基準は定めている）



## 改正（案）：使用部分と面積について

- 使用部分は3階以下の部分に限る。  
（工作物の場合は地上10m以下の部分に限る）
- 使用面積は、使用する3階以下（工作物の場合は地上10m以下）の壁面の見付け面積の5%以下とする。（複数のアクセントカラー色を使用する場合は、それぞれの合計面積が5%以下）

43

# アクセントカラーの考え方について

## 現行

※アクセントカラーとは・・・

外壁等の一部分に小面積で使用する色のこと

- 使用面積の上限や使用する部位などの**数値基準（定量基準）は定めていない**。（「基調色との調和」「小面積とすること」といった定性基準は定めている）



## 改正（案）：使用できる色彩について

- 萬代橋に近接するBゾーンのアクセントカラーの明度、彩度は下表のとおりとする。

色相	明度	彩度
無彩色	3以上8.5以下	—
5 Y R～5 Y	3以上8.5以下	6以下
上記以外	3以上8.5以下	2以下

- A、Cゾーンのアクセントカラーの明度、彩度は規定しない。

44

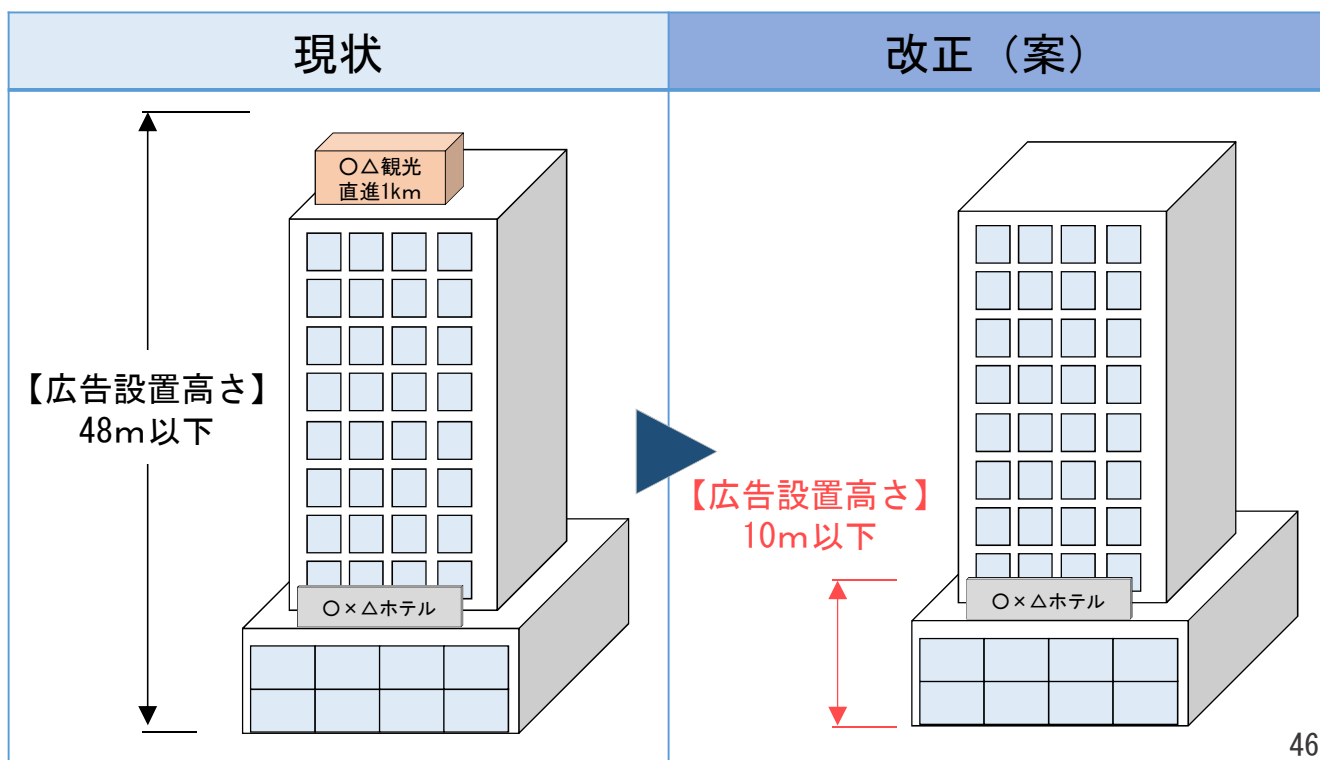
# 屋外広告物の基準について

【信濃川沿岸地区全域で見直し】  
（万代シティ広告物活用地区は除く）

45

## 屋上広告の基準(案)

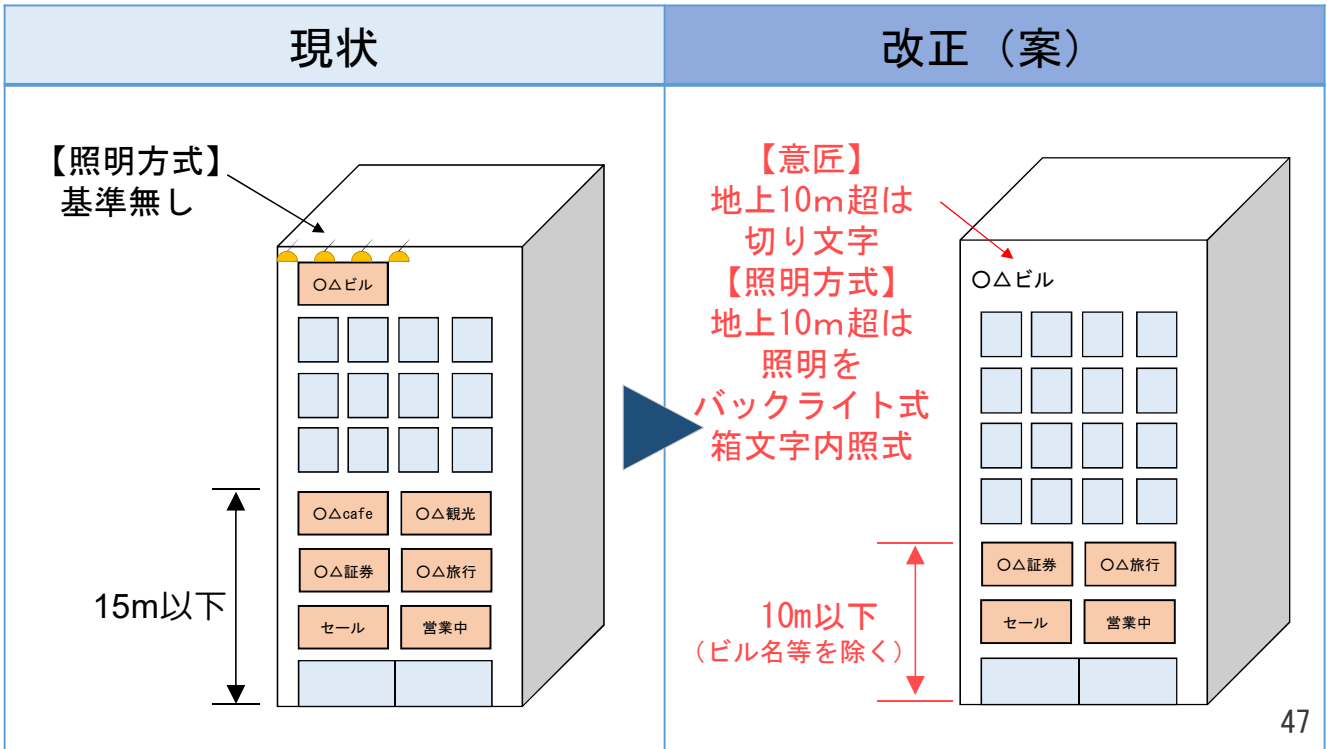
設置高さは地上10m以下



46

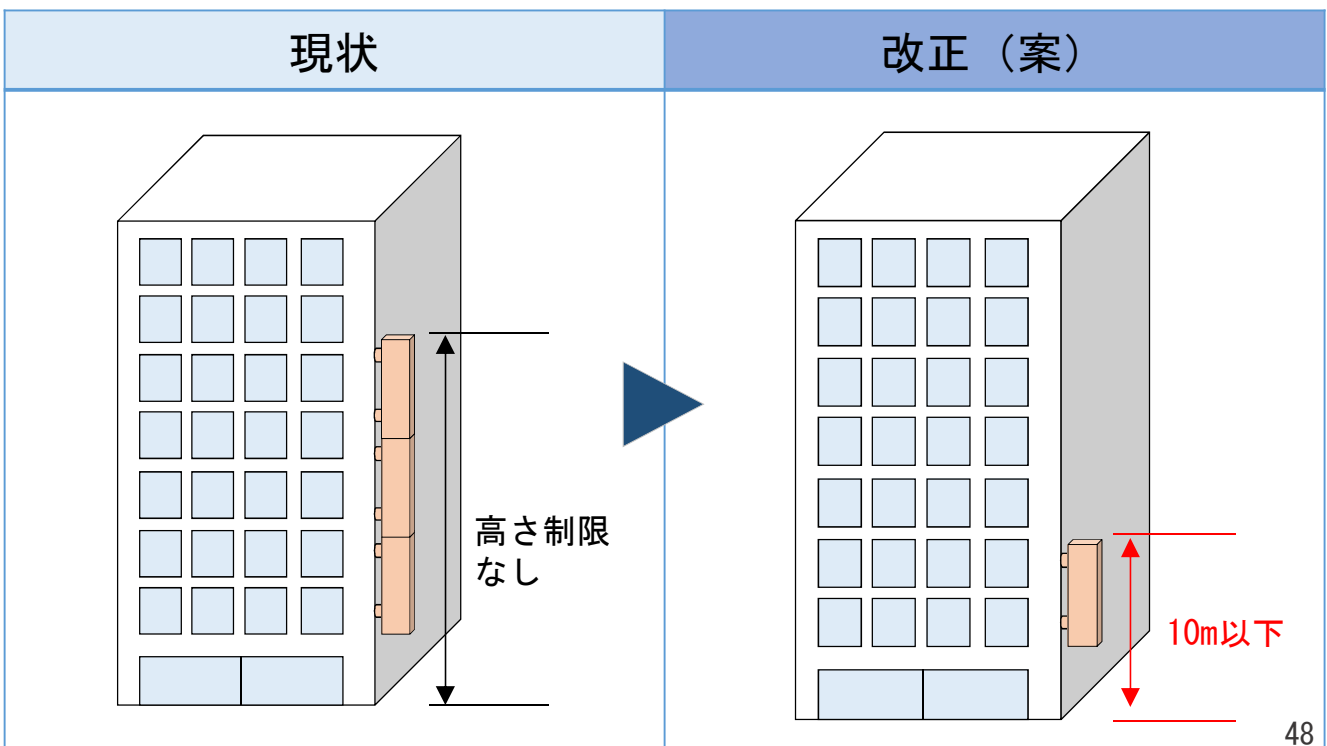
# 壁面広告の基準(案)

設置高さは地上10m以下 (ビル名等は除く)



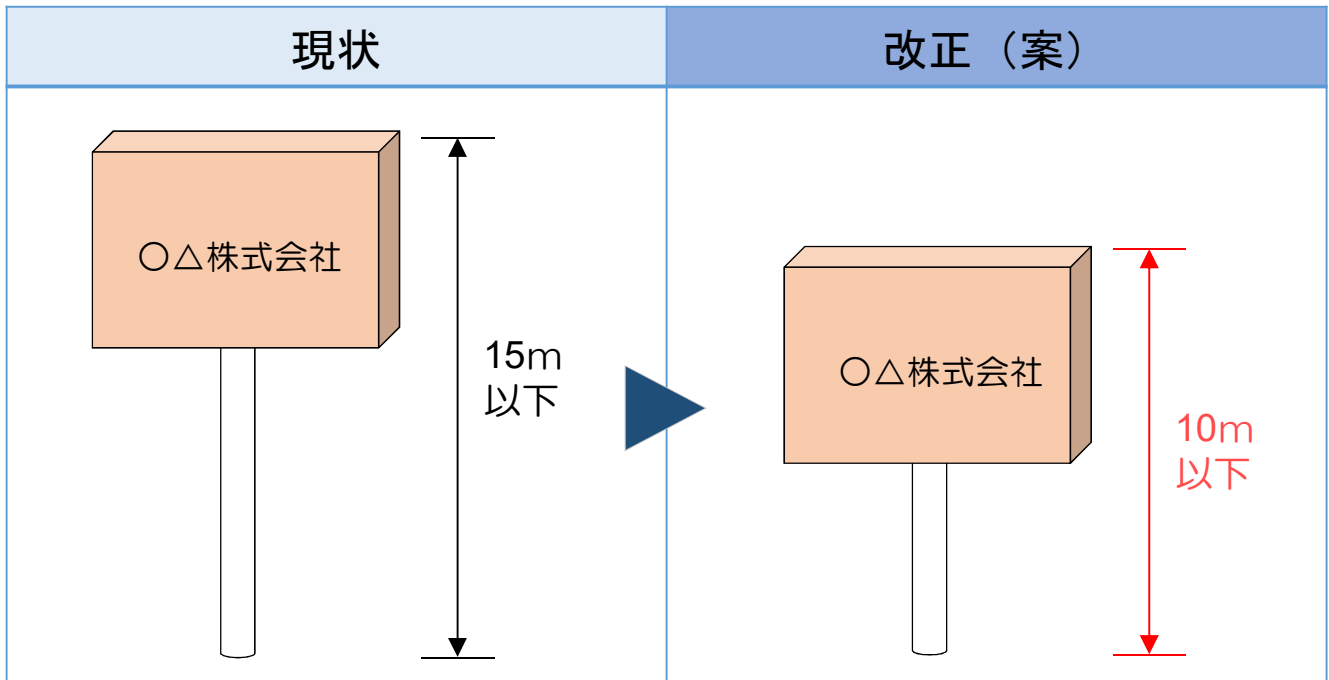
# 突出広告の基準(案)

設置高さは地上10m以下



# 野立広告の基準(案)

設置高さは地上10m以下



※電柱類広告, アーチ広告, アドバルーン, 吊り下げ広告, 広告幕, はり紙, はり札等, 広告旗, 立看板は現在の基準のまま

49

## 建築物の照明に関する基準の追加について 【信濃川沿岸地区全域を対象】

50

# 照明に関する基準の追加(案)

## 水辺の夜間景観を意識した基準を追加

- 窓面からの透過光や壁面、植栽のライトアップ、信濃川の水面への映り込みなど、上質な夜間景観を演出するため、適切に照明設備を設置するよう努めること。
- 対岸から直接光源が見えないよう、照明の配置や光源の遮蔽に配慮すること。
- 照明の色温度は、3000K（ケルビン）以下とするよう努めること。
- 照明は輝度の高いものを避けるよう努めること。
- 点滅・回転する照明、輝度の変化する照明は、地上10m以下に用い、その速度を緩やかなものとするよう努めること。

51

## 文化財に対する基準の適用除外について

【信濃川沿岸地区を含む新潟市（景観計画区域）全域で見直し】

52



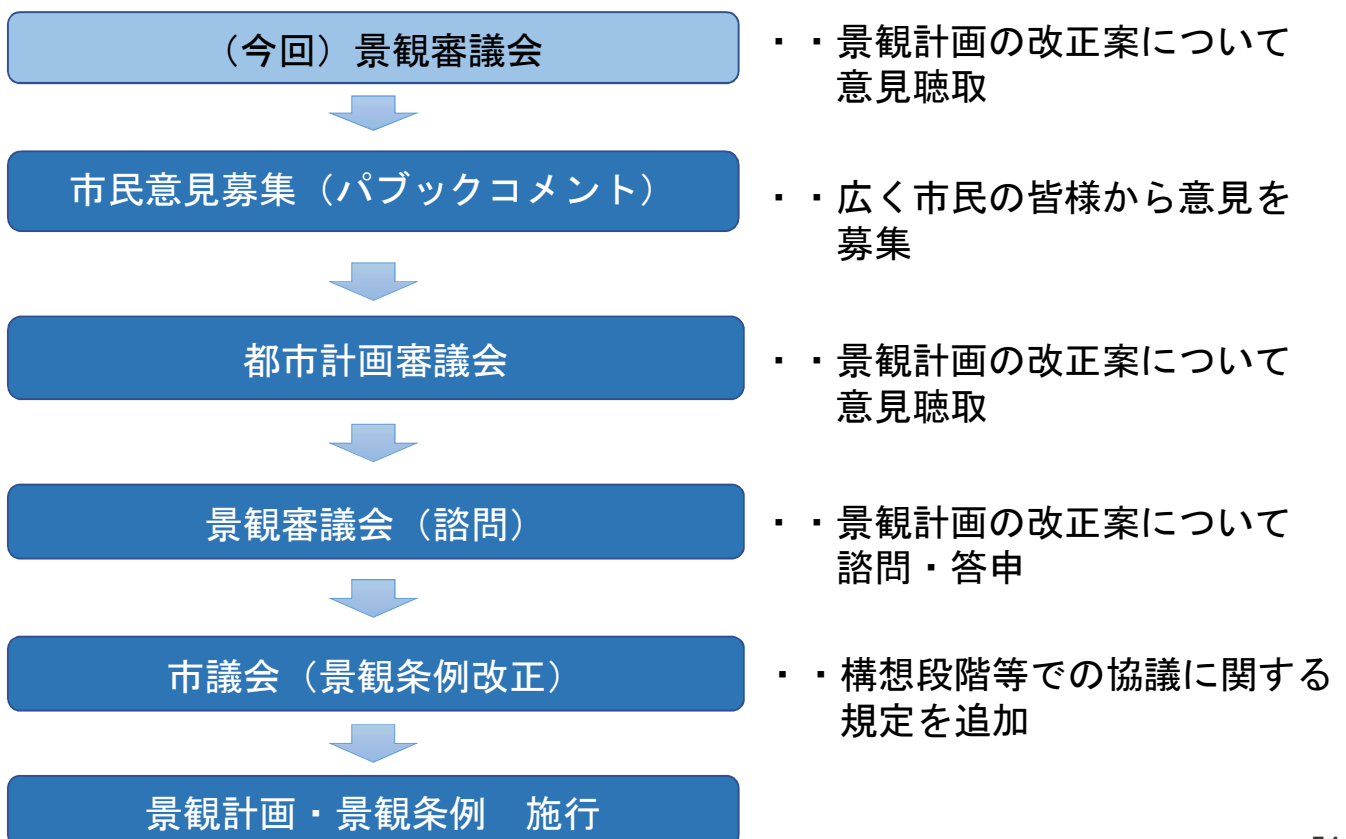
# 文化財に対する基準の適用除外について

以下に該当する文化財は「信濃川沿岸地区」を含む  
景観計画区域全域（市全域）で景観形成基準を適用しない

- (1) 文化財保護法に基づき以下の文化財に指定された建築物及び工作物
  - ①重要文化財
  - ②重要有形民俗文化財
  - ③史跡名勝天然記念物
- (2) 文化財保護法に基づき有形文化財として登録された建築物及び工作物
- (3) 新潟県文化財保護条例の規定により文化財として指定された建築物及び工作物
- (4) 新潟市文化財保護条例の規定により文化財として指定された建築物及び工作物

53

## 信濃川沿岸地区の今後の流れ



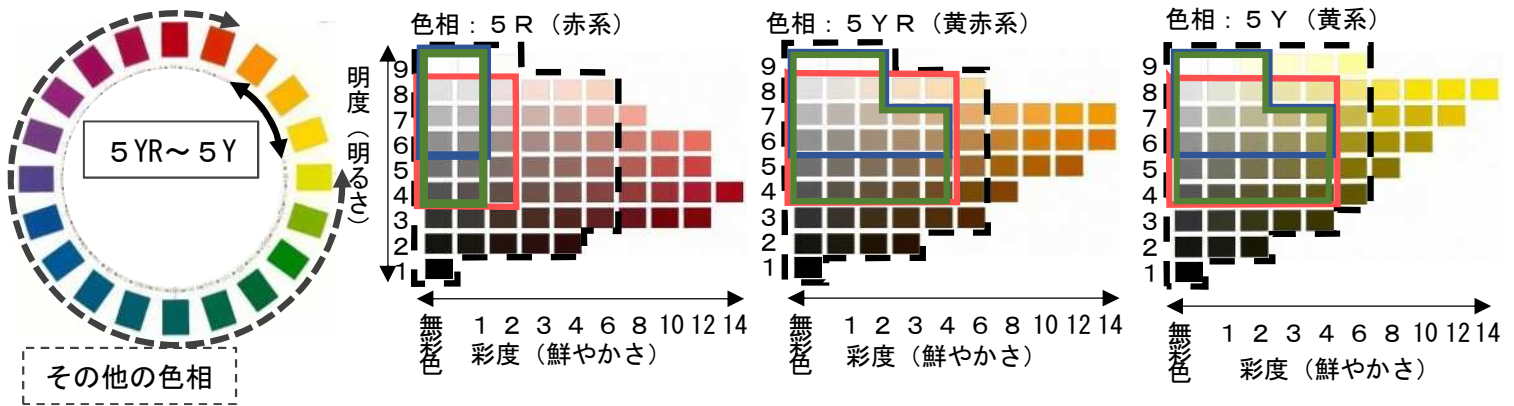
54

# Aゾーン：信濃川河口～柳都大橋の建築物・工作物の色彩基準（案）

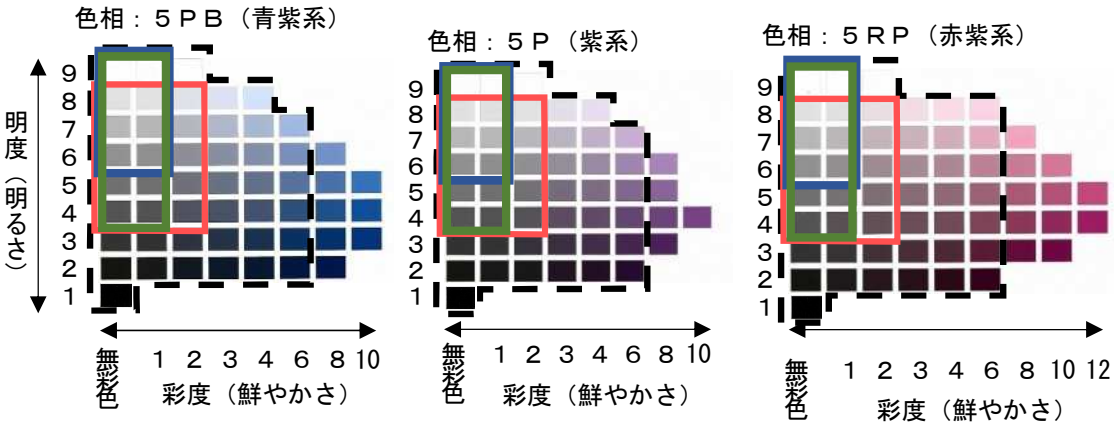
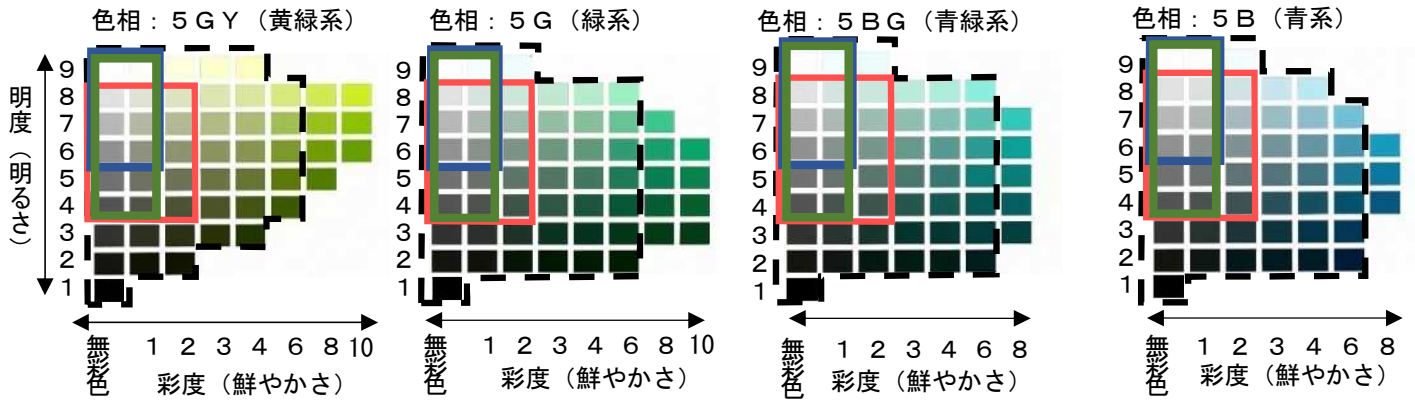
資料5

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色		アクセントカラー (※)	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—		
5YR~5Y	4以上 8.5以下	4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	制限なし(※)	
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下		
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下		

※ただし、使用部分は3階以下で、使用面積は5%未満



その他の色相



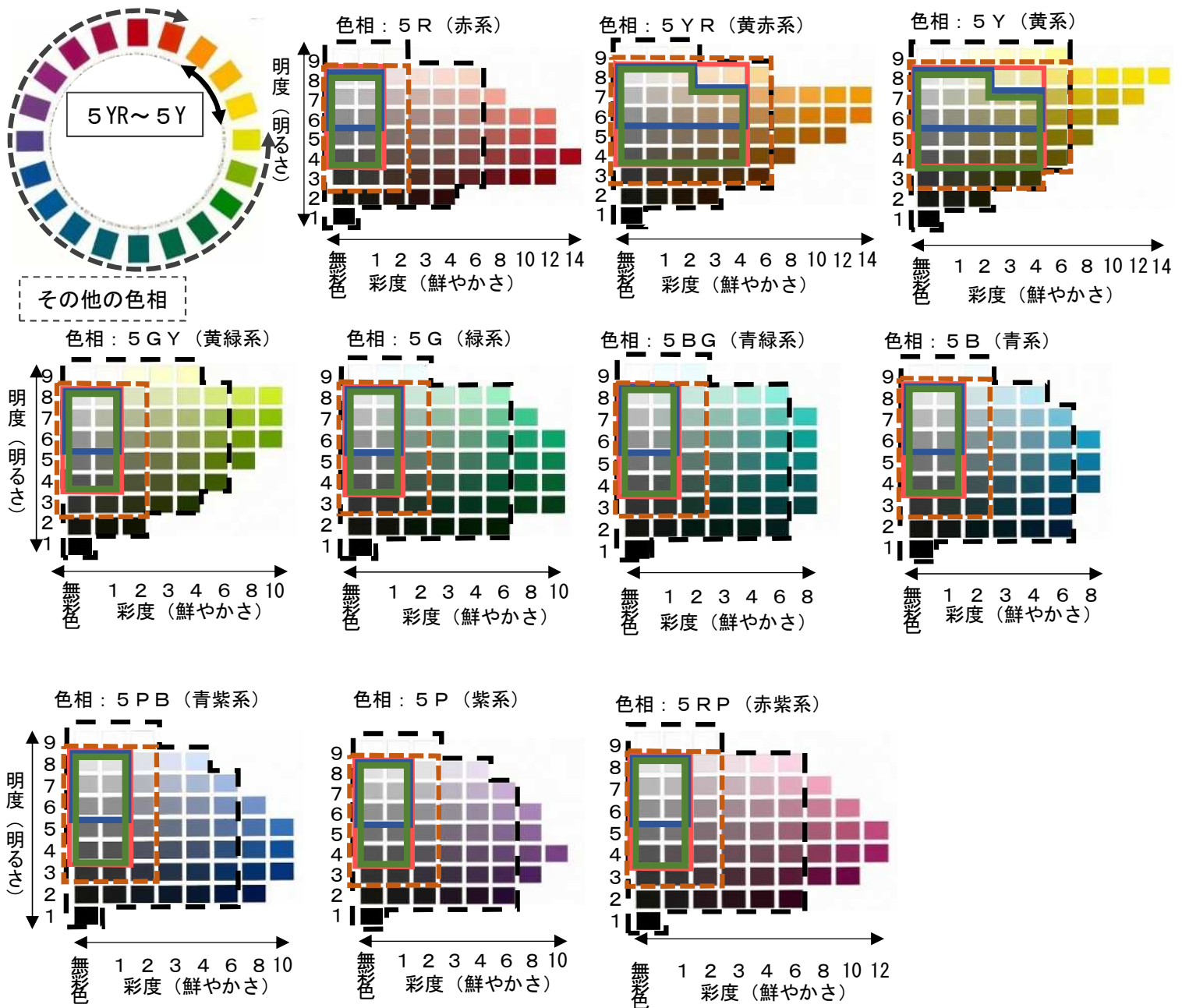
【凡例】

- 黒点線：現在の基準で使用できる色（建物のみ）
- 赤線：3階以下（工作物の10m以下）の外壁等で使用できる色
- 青線：4階以上（工作物の10m超）の外壁等で使用できる色
- 緑線：勾配屋根で使用できる色

## Bゾーン：柳都大橋～八千代橋の建築物・工作物の色彩基準（案）

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色		アクセントカラー (※)	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上 8.5以下	—	4以上 8.5以下	—	3以上 8.5以下	—
5 Y R ~ 5 Y	4以上 8.5以下	4以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	3以上 8.5以下	6以下
			8以上 8.5以下	2以下	8以上 8.5以下	2以下		
上記以外		1以下	6以上 8.5以下	1以下	4以上 8.5以下	1以下	3以上 8.5以下	2以下

※ただし、使用部分は3階以下で、使用面積は5%未満



### 【凡例】

黒点線：現在の基準で使用できる色（建物のみ）

赤線：3階以下（工作物の10m以下）の外壁等で使用できる色

青線：4階以上（工作物の10m超）の外壁等で使用できる色

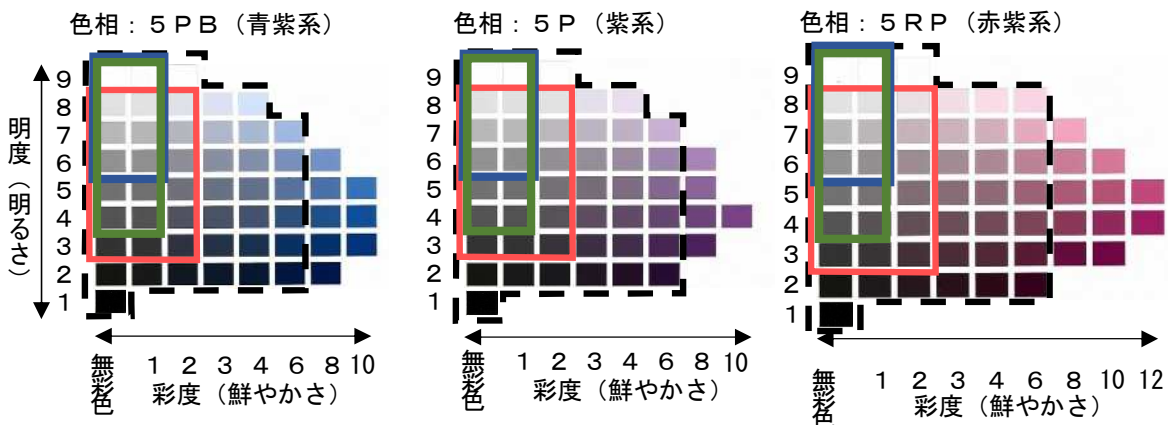
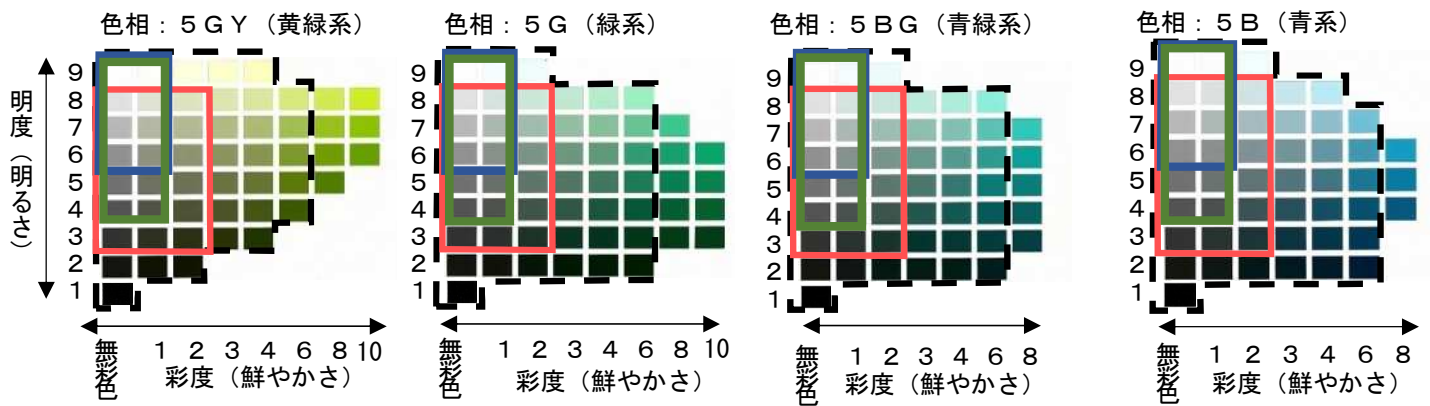
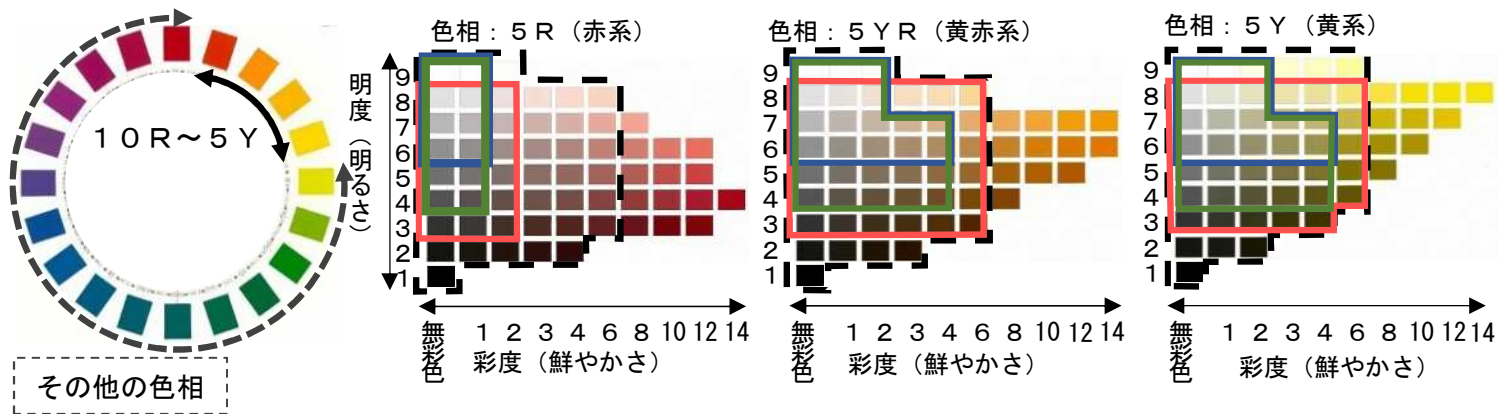
緑線：勾配屋根で使用できる色

茶点線：3階以下かつ、3階以下の壁面の5%の面積でアクセントカラーとして使用できる色（工作物の場合は10m以下）

# Cゾーン：八千代橋～本川大橋の建築物・工作物の色彩基準（案）

色相	3階以下 (地上10m以下)		4階以上 (地上10m超)		勾配屋根の色		アクセントカラー (※)	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
無彩色		—	6以上 9以下	—	4以上 9以下	—		
10R～5Y	3以上 8.5以下	6以下	6以上 8未満	4以下	4以上 8未満	4以下	制限なし(※)	
			8以上 9以下	2以下	8以上 9以下	2以下		
上記以外		2以下	6以上 9以下	1以下	4以上 9以下	1以下		

※ただし、使用部分は3階以下で、使用面積は5%未満



### 【凡例】

黒点線：現在の基準で使用できる色（建物のみ）  
 赤線：3階以下（工作物の10m以下）の外壁等で使用できる色  
 青線：4階以上（工作物の10m超）の外壁等で使用できる色  
 緑線：勾配屋根で使用できる色